

経済産業省補助事業

平成16年度情報基盤対策技術開発等推進事業  
(電子商取引(EC)技術基盤の相互運用性に関する調査研究)

調査報告  
公認制度調査

根拠資料 日本編

平成17年3月

(財)日本情報処理開発協会

## 目次

[JP/L] 電子署名及び認証業務に関する法律	1
Part1 総則	1
1. 目的	1
2. 定義	1
Part2 電磁的記録の真正な成立の推定	2
Part3 特定認証業務の認定等	2
Part3.1 特定認証業務の認定	2
4. 認定	3
5. 欠格条項	3
6. 認定の基準	4
7. 認定の更新	4
8. 承継	4
9. 変更の認定等	5
10. 廃止の届出	5
11. 業務に関する帳簿書類	6
12. 利用者の真偽の確認に関する情報の適正な使用	6
13. 表示	6
14. 認定の取消し	7
Part3.2 外国における特定認証業務の認定	7
15. 認定	7
16. 認定の取消し	8
Part4. 指定調査機関等	9
Part4.1 指定調査機関	9
17. 指定調査機関による調査	9
18. 指定	10
19. 欠格条項	10
20. 指定の基準	11
21. 指定の公示等	11
22. 指定の更新	12
23. 秘密保持義務等	12
24. 調査の義務	12
25. 調査業務規程	13
26. 帳簿の記載	13
27. 適合命令	13
28. 業務の休廃止	13
29. 指定の取消し等	14
30. 主務大臣による調査の業務の実施	14
Part4.2 承認調査機関	15
31. 承認調査機関の承認等	15
32. 承認の取消し	16
Part5 雑則	17

33. 特定認証業務に関する援助等 .....	18
34. 国の措置 .....	18
35. 報告徴収及び立入検査 .....	18
36. 手数料 .....	19
37. 主務大臣と国家公安委員会との関係 .....	19
38. 審査請求 .....	20
39. 経過措置 .....	20
40. 主務大臣等 .....	20
Part6 罰則 .....	20
附則 .....	22
施行期日 .....	22
準備行為 .....	22
検討 .....	22
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正 .....	23
<b>[JP/E] 電子署名及び認証業務に関する法律施行令 .....</b>	<b>1</b>
1. 特定認証業務に係る認定の有効期間 .....	1
2. 指定調査機関の指定等の有効期間 .....	1
3. 認定等の申請に係る手数料の額 .....	1
4. 指定調査機関が行う調査に係る手数料の額の認可 .....	2
附則 .....	3
附則（平成十六年一月三十日政令第十一号） .....	3
<b>[JP/R] 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則 .....</b>	<b>1</b>
1. 用語 .....	1
2. 特定認証業務 .....	1
3. 認定の申請 .....	2
4. 業務の用に供する設備の基準 .....	2
5. 利用者の真偽の確認の方法 .....	3
6. その他の業務の方法 .....	7
7. 調査の方法 .....	10
8. 認定の更新の申請 .....	10
9. 軽微な変更 .....	10
10. 変更の認定等 .....	11
11. 廃止の届出 .....	11
12. 帳簿書類 .....	11
13. 表示 .....	13
14. 準用 .....	14
15. 公示 .....	14
16. 身分証明書 .....	15
17. 申請等の方法 .....	15
附則 .....	15
Appendix .....	15

**[JP/G] 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針** ..... 1

1. 目的	1
2. 用語	1
3. 特定認証業務に係る電子署名の基準	2
4. 認証設備室への入出場を管理するために必要な措置	2
5. 認証業務用設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置	3
6. 正当な権限を有しない者による認証業務用設備の作動を防止するための措置等	4
7. 認証業務用設備等の災害の被害を防止するために必要な措置	5
8. 利用申込者に対する説明事項	6
9. 利用申込書等の記載事項等	6
10. 認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置	7
11. 署名検証者への情報提供	8
12. 認証業務の実施に関する規程	8
13. 認証業務用設備の操作等に関する許諾等	9
14. 発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置	10
附則	11

**[JP/ASS] 電子署名および認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令** ..... 1

1. 用語	1
2. 指定調査機関による調査の結果の通知	1
3. 指定の申請	2
4. 構成員	3
5. 名称等の変更の届出	4
6. 指定の更新	4
7. 調査業務規程の認可の申請等	4
8. 調査業務規程の記載事項	5
9. 帳簿	6
10. 業務の休廃止の許可の申請	6
11. 調査の業務の引継ぎ	7
12. 調査の業務の実施に要する費用の細目	7
13. 承認の申請	7
14. 業務の休廃止の届出	8
15. 準用	8
16. 公示	9
17. 申請等の方法	9
附則	9

**[JP/A] 特定認証業務の認定に係る調査表** ..... 1

1. 業務の用に供する設備の基準	1
1.1 認証設備室への入退場を管理するために必要な措置	1
1.2 認証業務用設備への不正アクセス等を防止するために必要な措置	3

1.3 正当な権限が無い者による認証業務用設備の作動を防止する為の措置等	5
1.4 発行者署名符号の生成管理に使用する暗号装置	7
1.5 認証業務用設備等の災害の被害を防止するために必要な措置	10
2. 利用者の真意の確認の方法	13
2.1 認証業務の利用申込み等	13
2.2 利用者の真偽の確認方法等	14
3. その他の業務の方法	17
3.1 利用申込者に対する説明事項	17
3.2 利用申込書等の記載事項等	18
3.3 認証事業者による利用者署名符号の生成における必要な措置	18
3.4 電子証明書に係る事項	20
3.5 認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置	22
3.6 電子証明書への属性の記録	22
3.7 署名検証者への情報提供	23
3.8 電子証明書の失効に係る事項	24
3.9 認証業務の実施に関する規程	25
3.10 認証業務の廃止	27
3.11 電子証明書名義人への情報の開示	28
3.12 認証業務実施のための組織及び体制等	28
3.13 認証業務用設備の操作等に関する許諾等	32
3.14 発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置	33
4. 帳簿書類	35
4.1 認証業務利用申込に関する帳簿書類	35
4.2 電子証明書の失効に関する帳簿書類	37
4.3 認証事業者の組織管理に関する帳簿書類	38
4.4 設備及び安全対策措置に関する帳簿書類	40

日本

**[JP/L] 電子署名及び認証業務に関する法律**  
2000.5.31 公布 2001.4.1 施行

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<p><b>Part1 総則</b></p> <p><b>1. 目的</b></p> <p>JP/L-1.1 この法律は、電子署名に関し、電磁的記録の真正な成立の推定、特定認証業務に関する認定の制度その他必要な事項を定めることにより、電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p><b>2. 定義</b></p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

JP/L-2.1 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

JP/L-2.1.1 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

JP/L-2.1.2 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

JP/L-2.3 この法律において「特定認証業務」とは、電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

## Part2 電磁的記録の真正な成立の推定

JP/L-3.1 電磁的記録であって情報を表すために作成されたもの（公務員が職務上作成したものを除く。）は、当該電磁的記録に記録された情報について本人による電子署名（これを行うために必要な符号及び物件を適正に管理することにより、本人だけが行うことができることとなるものに限る。）が行われているときは、真正に成立したものと推定する。

## Part3 特定認証業務の認定等

### Part3.1 特定認証業務の認定

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

#### 4. 認定

- JP/L-4.1 特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。
- JP/L-4.2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
- JP/L-4.2.1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- JP/L-4.2.2 申請に係る業務の用に供する設備の概要
- JP/L-4.2.3 申請に係る業務の実施の方法
- JP/L-4.3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

#### 5. 欠格条項

- JP/L-5.1 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。
- JP/L-5.1.1 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- JP/L-5.1.2 第十四条第一項又は第十六条第一項の規定により認定を取消され、その取消の日から二年を経過しない者
- JP/L-5.1.3 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの



	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 6. 認定の基準

- JP/L-6.1 主務大臣は、第四条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。
- JP/L-6.1.1 申請に係る業務の用に供する設備が主務奨励で定める基準に適合するものであること。
- JP/L-6.1.2 申請に係る業務における利用者の真偽の確認が主務省令で定める方法により行われるものであること。
- JP/L-6.1.3 前号に掲げるもののほか、申請に係る業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。
- JP/L-6.2 主務大臣は、第四条第一項の認定のための審査に当たっては、主務省令で定めるところにより、申請に係る業務の実施に係る体制について実地の調査を行うものとする。

## 7. 認定の更新

- JP/L-7.1 第四条第一項の認定は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- JP/L-7.2 第四条第二項及び前二条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

## 8. 承継

根拠資料		備考
条項番号	条文	

JP/L-8 第四条第一項の認定を受けた者(以下「認定認証事業者」という。)がその認定に係る業務を行う事業の全部を譲渡し、又は認定認証事業者について相続、合併若しくは分割(その認定に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その認定認証事業者の地位を承継する。ただし、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人が第五条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

## 9. 変更の認定等

JP/L-9.1 認定認証事業者は、第四条第二項第二号又は第三号の事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

JP/L-9.2 前項の変更の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

JP/L-9.3 第四条第三項及び第六条の規定は、第一項の変更の認定に準用する。

JP/L-9.4 認定認証事業者は、第四条第二項第一号の事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

## 10. 廃止の届出

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L-10.1	認定認証事業者は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	
JP/L-10.2	主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。	
<b>11. 業務に関する帳簿書類</b>		
JP/L-11.1	認定認証事業者は、主務省令で定めるところにより、その認定に係る業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。	
<b>12. 利用者の真偽の確認に関する情報の適正な使用</b>		
JP/L-12.1	認定認証事業者は、その認定に係る業務の利用者の真偽の確認に際して知り得た情報を認定に係る業務の用に供する目的以外に使用してはならない。	
<b>13. 表示</b>		
JP/L-13.1	認定認証事業者は、認定に係る業務の用に供する電子証明書等(利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録その他の認証業務の用に供するものとして主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。)に、主務省令で定めるところにより、当該業務が認定を受けている旨の表示を付することができる。	
JP/L-13.2	何人も、前項に規定する場合を除くほか、電子証明書等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

#### 14. 認定の取消し

JP/L-14.1	主務大臣は、認定認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取消することができる。	
JP/L-14.1.1	第五条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。	
JP/L-14.1.2	第六条第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき。	
JP/L-14.1.3	第九条第一項、第十一条、第十二条又は前条第二項の規定に違反したとき。	
JP/L-14.1.4	不正の手段により第四条第一項の認定又は第九条第一項の変更の認定を受けたとき。	
JP/L-14.2	主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。	

### Part3.2 外国における特定認証業務の認定

#### 15. 認定

JP/L-15.1	外国にある事務所により特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。	
JP/L-15.2	第四条第二項及び第三項並びに第五条から第七条までの規定は前項の認定に、第八条から第十三条までの規定は同項の認定を受けた者（以下「認定外国認証事業者」という。）に準用する。この場合において、同条第二項中「何人も」とあるのは、「認定外国認証事業者は」と読み替えるものとする。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L-15.3	主務大臣は、第一項の認定又はその更新又は前項において準用する第九条第一項の変更の認定を受けようとする者が外国の法令に基づく認証業務に関する制度で第四条第一項の認定の制度に類するものに基づいて当該外国にある事務所により認証業務を行う者である場合であって、我が国が当該外国と締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するために必要があると認めるときは、それらの者に対して、前項において準用する第六条第二項(前項において準用する第七条第二項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査に代えて、主務省令で定める事項を記載した書類の提出をさせることができる。	
JP/L-15.4	前項の場合において、これらの者から当該書類の提出があったときは、主務大臣は当該書類を考慮して第一項の認定又はその更新又は第二項において準用する第九条第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。	
<b>16. 認定の取消し</b>		
JP/L-16.1	主務大臣は、認定外国認証事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取消することができる。	
JP/L-16.1.1	前条第二項において準用する第五条第一号又は第三号のいずれかに該当するに至ったとき。	
JP/L-16.1.2	前条第二項において準用する第六条第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき。	
JP/L-16.1.3	前条第二項において準用する第九条第一項又は第四項、第十一条、第十二条又は第十三条第二項の規定に違反したとき。	
JP/L-16.1.4	不正の手段により前条第一項の認定又は同条第二項において準用する第九条第一項の変更の認定を受けたとき。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L-16.1.5	主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第一項の規定により認定外国認証事業者に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。	
JP/L-16.1.6	主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第一項の規定によりその職員に認定外国認証事業者の営業所、事務所その他の事業場において検査をさせようとした場合において、その検査を拒まれ、妨げられ、又は忌避され、又は同項の規定による質問に対して答弁がされず、又は虚偽の答弁がされたとき。	
JP/L-16.2	主務大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。	

#### Part4. 指定調査機関等

##### Part4.1 指定調査機関

#### 17. 指定調査機関による調査

JP/L-17.1	主務大臣は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に第六条第二項（第七条第二項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）第九条第三項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による調査（次節を除き、以下「調査」という。）の全部又は一部を行わせることができる。	
-----------	--	--

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L-17.2	<p>主務大臣は、前項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせるときは、当該調査の全部又は一部を行わないものとする。この場合において、主務大臣は、指定調査機関が第四項の規定により通知する調査の結果を考慮して第四条第一項の認定又はその更新、第九条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の変更の認定又は第十五条第一項の認定又はその更新のための審査を行わなければならない。</p>	
JP/L-17.3	<p>主務大臣が第一項の規定により指定調査機関に調査の全部又は一部を行わせることとしたときは、第四条第一項の認定又はその更新、第九条第一項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の変更の認定又は第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者は、指定調査機関が行う調査については、第四条第二項（第七条第二項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九条第二項（第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、指定調査機関に申請しなければならない。</p>	
JP/L-17.4	<p>指定調査機関は、前項の申請に係る調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。</p>	
<p><b>18. 指定</b></p>		
JP/L-18.1	<p>前条第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、主務省令で定めるところにより、調査を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。</p>	
<p><b>19. 欠格条項</b></p>		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L- 19.1	次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。	
JP/L- 19.1.1	禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者	
JP/L- 19.1.2	第二十九条第一項の規定により指定を取り消され、又は第三十二条第一項の規定により承認を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者	
JP/L- 19.1.3	法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの	
<b>20. 指定の基準</b>		
JP/L- 20.1	主務大臣は、指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。	
JP/L- 20.1.1	調査の業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有すること。	
JP/L- 20.1.2	法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて主務省令で定める構成員の構成が調査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	
JP/L- 20.1.3	調査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって調査が不公正になるおそれがないものであること。	
JP/L- 20.1.4	その指定をすることによって申請に係る調査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。	
<b>21. 指定の公示等</b>		
JP/L- 21.1	主務大臣は、指定をしたときは、指定調査機関の名称及び住所並びに調査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。	



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L- 21.2	指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	
JP/L- 21.3	主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。	
<b>22. 指定の更新</b>		
JP/L- 22.1	指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。	
JP/L- 22.2	第十八条から第二十条までの規定は、前項の指定の更新に準用する。	
<b>23. 秘密保持義務等</b>		
JP/L- 23.1	指定調査機関の役員( 法人でない指定調査機関にあっては、当該指定を受けた者。次項並びに第四十三条及び第四十五条において同じ。) 若しくは職員又はこれらの職にあった者は、調査の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	
JP/L- 23.2	調査の業務に従事する指定調査機関の役員又は職員は、刑法( 明治四十年法律第四十五号 ) その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。	
<b>24. 調査の義務</b>		
JP/L- 24.1	指定調査機関は、調査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、調査を行わなければならない。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 25. 調査業務規程

- JP/L-  
25.1 指定調査機関は、調査の業務に関する規程（以下「調査業務規程」という。）を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- JP/L-  
25.2 調査業務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。
- JP/L-  
25.3 主務大臣は、第一項の認可をした調査業務規程が調査の公正な実施上不相当となったと認めるときは、その調査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

## 26. 帳簿の記載

- JP/L-  
26.1 指定調査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、調査の業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

## 27. 適合命令

- JP/L-  
27.1 主務大臣は、指定調査機関が第二十条第一号から第三号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 28. 業務の休廃止

- JP/L-  
28.1 指定調査機関は、主務大臣の許可を受けなければ、調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L- 28.2	主務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。	
<b>29. 指定の取消し等</b>		
JP/L- 29.1	主務大臣は、指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて調査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。	
JP/L- 29.1.1	この節の規定に違反したとき。	
JP/L- 29.1.2	第十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。	
JP/L- 29.1.3	第二十五条第一項の認可を受けた調査業務規程によらないで調査の業務を行ったとき。	
JP/L- 29.1.4	第二十五条第三項又は第二十七条の規定による命令に違反したとき。	
JP/L- 29.1.5	不正の手段により指定を受けたとき。	
JP/L- 29.2	主務大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。	
<b>30. 主務大臣による調査の業務の実施</b>		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L- 30.1	主務大臣は、指定調査機関が第二十八条第一項の規定により調査の業務の全部若しくは一部を休止した場合、前条第一項の規定により指定調査機関に対し調査の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定調査機関が天災その他の事由により調査の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十七条第二項の規定にかかわらず、調査の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。	
JP/L- 30.2	主務大臣は、前項の規定により調査の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている調査の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。	
JP/L- 30.3	主務大臣が、第一項の規定により調査の業務を行うこととし、第二十八条第一項の規定により調査の業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における調査の業務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。	

## Part4.2 承認調査機関

### 31. 承認調査機関の承認等

JP/L- 31.1	主務大臣は、第十五条第二項において準用する第六条第二項(第十五条第二項において準用する第七条第二項及び第九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による調査(以下この節において「調査」という。)の全部又は一部を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、これを承認することができる。	
---------------	---	--

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L- 31.2	主務大臣が前項の承認をしたときは、第十五条第一項の認定若しくはその更新又は同条第二項において準用する第九条第一項の変更の認定を受けようとする者は、前項の承認を受けた者（以下「承認調査機関」という。）が行う調査については、第十五条第二項において準用する第四条第二項（第十五条第二項において準用する第七条第二項において準用する場合を含む。）第十五条第二項において準用する第九条第二項及び第十七条第三項の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、承認調査機関に申請をすることができる。この場合において、主務大臣は、承認調査機関が次項の規定により通知する調査の結果を考慮して第十五条第一項の認定若しくはその更新又は同条第二項において準用する第九条第一項の変更の認定のための審査を行わなければならない。	
JP/L- 31.3	承認調査機関は、前項の申請に係る調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を主務省令で定めるところにより、主務大臣に通知しなければならない。	
JP/L- 31.4	承認調査機関は、調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	
JP/L- 31.5	主務大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。	
JP/L- 31.6	第十九条から第二十二條までの規定は第一項の承認に、第二十四条から第二十七條までの規定は承認調査機関に準用する。この場合において、第二十五条第三項及び第二十七條中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。	
<b>32. 承認の取消し</b>		
JP/L- 32.1	主務大臣は、承認調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L- 32.1.1	前条第三項若しくは第四項の規定又は同条第六項において準用する第二十一条第二項、第二十四条、第二十五条第一項若しくは第二十六条の規定に違反したとき。	
JP/L- 32.1.2	前条第六項において準用する第十九条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。	
JP/L- 32.1.3	前条第六項において準用する第二十五条第一項の認可を受けた調査業務規程によらないで調査の業務を行ったとき。	
JP/L- 32.1.4	前条第六項において準用する第二十五条第三項又は第二十七条の規定による請求に応じなかったとき。	
JP/L- 32.1.5	不正の手段により前条第一項の承認を受けたとき。	
JP/L- 32.1.6	主務大臣が、承認調査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて調査の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかったとき。	
JP/L- 32.1.7	主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第二項の規定により承認調査機関に対し報告をさせようとした場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。	
JP/L- 32.1.8	主務大臣が第三十五条第三項において準用する同条第二項の規定によりその職員に承認調査機関の事務所において検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は同項の規定による質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。	
JP/L- 32.2	主務大臣は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。	

## Part5 雑則

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

### 33. 特定認証業務に関する援助等

JP/L-33.1 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定認証事業者に対し、その認定に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定認証事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る業務の状況又は設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

### 34. 国の措置

JP/L-34.1 国は、教育活動、広報活動等を通じて電子署名及び認証業務に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

### 35. 報告徴収及び立入検査

JP/L-35.1 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定認証事業者に対し、その認定に係る業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定認証事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、その認定に係る業務の状況又は設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

JP/L-35.2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定調査機関の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

JP/L-35.3 第一項の規定は認定外国認証事業者に、前項の規定は承認調査機関に、それぞれ準用する。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L-35.4	第一項及び第二項(それぞれ前項において準用する場合を含む。)の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。	
JP/L-35.5	第一項及び第二項(それぞれ第三項において準用する場合を含む。)の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	
<b>36. 手数料</b>		
JP/L-36.1	次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。	
JP/L-36.1.1	第四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	
JP/L-36.1.2	第九条第一項(第十五条第二項において準用する場合を含む。)の変更の認定を受けようとする者	
JP/L-36.1.3	第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者	
JP/L-36.2	指定調査機関が行う調査を受けようとする者は、政令で定めるところにより指定調査機関が主務大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該指定調査機関に納めなければならない。	
<b>37. 主務大臣と国家公安委員会との関係</b>		
JP/L-37.1	国家公安委員会は、認定認証事業者又は認定外国認証事業者の認定に係る業務に関し、その利用者についての証明に係る重大な被害が生ずることを防止するため必要があると認めるときは、主務大臣に対し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。	



根拠資料		備考
条項番号	条文	

### 38. 審査請求

JP/L-38.1 この法律の規定による指定調査機関の処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による審査請求をすることができる。

### 39. 経過措置

JP/L-39.1 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

### 40. 主務大臣等

JP/L-40.1 この法律における主務大臣は、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第三十三条にあっては、総務大臣及び経済産業大臣とする。

JP/L-40.2 この法律における主務省令は、総務大臣、法務大臣及び経済産業大臣が共同で発する命令とする。

### Part6 罰則

JP/L-41.1 認定認証事業者又は認定外国認証事業者に対し、その認定に係る認証業務に関し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

JP/L-41.2 前項の未遂罪は、罰する。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L-41.3	前二項の罪は、刑法第二条の例に従う。	
JP/L-42.1	次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	
JP/L-42.1.1	第十三条第二項の規定に違反した者	
JP/L-42.1.2	第二十三条第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者	
JP/L-43.1	第二十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	
JP/L-44.1	次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。	
JP/L-44.1.1	第九条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号又は第三号の事項を変更した者	
JP/L-44.1.2	第十一条の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類の作成をした者	
JP/L-44.1.3	第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者	
JP/L-45.1	次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定調査機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。	
JP/L-45.1.1	第二十六条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。	
JP/L-45.1.2	第二十八条第一項の規定に違反して調査の業務の全部を廃止したとき。	
JP/L-45.1.3	第三十五条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L-46.1	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第四十二条第一号又は第四十四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。	
JP/L-47.1	第九条第四項又は第十条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。	
<b>附則</b>		
<b>施行期日</b>		
JP/L-附則 1.1	この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は平成十三年三月一日から、附則第四条の規定は商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十二年法律第九十一号）の施行の日から施行する	
<b>準備行為</b>		
JP/L-附則 2.1	第十七条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、第十八条から第二十条まで、第二十一条第一項並びに第二十五条第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。	
<b>検討</b>		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/L-附則 3.1	<p>政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正</b></p>	
JP/L-附則 4.1	<p>商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。            第百五十条の次に次の一条を加える。</p> <p>(電子署名及び認証業務に関する法律の一部改正)            第百五十条の二 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条中「若しくは合併が」を「、合併若しくは分割(その認定に係る業務を行う事業の全部を承継させるものに限る。)が」に、「若しくは合併後」を「、合併後」に改め、「設立した法人」の下に「若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人」を加える。</p>	

日本

[JP/E] 電子署名及び認証業務に関する法律施行令  
2001.4.1 施行

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	<b>1. 特定認証業務に係る認定の有効期間</b>	
JP/E-1.1	電子署名及び認証業務に関する法律（以下「法」という。）第七条第一項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、一年とする。	
	<b>2. 指定調査機関の指定等の有効期間</b>	
JP/E-2.1	法第二十二条第一項（法第三十一条第六項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。	
	<b>3. 認定等の申請に係る手数料の額</b>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/E-3.1	法第三十六条第一項各号に掲げる者が同項の規定により国に納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	
JP/E-3.1.1	主務大臣が法第十七条第一項の指定調査機関に同項の規定による調査の全部を行わせる場合 a から c までに掲げる者の区分に応じ、それぞれイから八までに定める額	
JP/E-3.1.1.a	法第四条第一項の認定又はその更新を受けようとする者 一万三百円	
JP/E-3.1.1.b	法第九条第一項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の変更の認定を受けようとする者 五千六百円	
JP/E-3.1.1.c	法第十五条第一項の認定又はその更新を受けようとする者 一万三百円	
JP/E-3.1.2	主務大臣が法第十七条第一項の指定調査機関に同項の規定による調査の全部を行わせない場合 別に政令で定める額	
JP/E-3.2	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して認定又はその更新の申請を行う場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「一万三百円」とあるのは「九千九百円」と、「五千六百円」とあるのは「五千二百円」とする。	
<b>4. 指定調査機関が行う調査に係る手数料の額の認可</b>		
JP/E-4.1	法第三十六条第二項の規定による認可を受けようとする指定調査機関は、認可を受けようとする手数料の額及び調査の業務の実施に要する費用の額に関し主務省令で定める事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	

JP/E-4.2 主務大臣は、次の各号のいずれにも適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

JP/E-4.2.1 手数料の額が当該調査の業務の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。

JP/E-4.2.2 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。

### 附則

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

### 附則（平成十六年一月三十日政令第十一号）

この政令は、平成十六年三月二十九日から施行する。

日本

[JP/R] 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則  
2001.4.1 施行 2003.8.28 改正

根拠資料		備考
条項番号	条文	
	<b>1. 用語</b>	
JP/R-1.1	この規則において使用する用語は、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。	
	<b>2. 特定認証業務</b>	
JP/R-2.1	法第二条第三項の主務省令で定める基準は、電子署名の安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくものであることとする。	
JP/R-2.1.1	ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である千二十四ビット以上の整数の素因数分解	
JP/R-2.1.2	大きさ千二十四ビット以上の有限体の乗法群における離散対数の計算	
JP/R-2.1.3	円曲線上の点がなす大きさ百六十ビット以上の群における離散対数の計算	



	根拠資料	備考
条項番号	条文	
JP/R- 2.1.4	三号に掲げるものに相当する困難性を有するものとして主務大臣が認めるもの	
<b>3. 認定の申請</b>		
JP/R- 3.1	法第四条第二項の申請書は、様式第一によるものとする。	
JP/R- 3.2	法第四条第二項の主務省令で定める書類は、次のとおりとする。	
JP/R- 3.2.1	定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの	
JP/R- 3.2.2	申請者が法第五条各号の規定に該当しないことを説明した書類	
JP/R- 3.2.3	法第六条第一項各号の認定の基準に適合していることを説明した書類	
<b>4. 業務の用に供する設備の基準</b>		
JP/R- 4.1	法第六条第一項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。	
JP/R- 4.1.1	申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書（利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項（以下「利用者署名検証符号」という。）が当該利用者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備（以下「認証業務用設備」という。）は、入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所に設置されていること。	
JP/R- 4.1.2	認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R-4.1.3	認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置が講じられ、かつ、当該認証業務用設備の動作を記録する機能を有していること。	
JP/R-4.1.4	認証業務用設備のうち電子証明書の発行者（認証業務の名称により識別されるものである場合においては、その業務を含む。以下同じ。）を確認するための措置であって第二条の基準に適合するものを行うために発行者が用いる符号（以下「発行者署名符号」という。）を作成又は管理する電子計算機は、当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な機能を有する専用の電子計算機であること。	
JP/R-4.1.5	認証業務用設備及び第一号の措置を講じるために必要な装置は、停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置が講じられていること。	
<b>5. 利用者の真偽の確認の方法</b>		
JP/R-5.1	法第六条第一項第二号の主務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R- 5.1.1	<p>認証業務の利用の申込みをする者（以下「利用申込者」という。）に対し、住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。）外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条の三に規定する登録原票記載事項証明書又はこれらに準ずるものの提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該利用申込者の真偽の確認を行う方法。ただし、認証業務の利用の申込み又は八に規定する申込みの事実の有無を照会する文書の受取りを代理人が行うことを認めた認証業務を実施する場合においては、当該代理人に対し、その権限を証する利用申込者本人の署名及び押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）がある委任状（利用申込者本人が国外に居住する場合においては、これに準ずるもの）の提出を求め、かつ、次に掲げる方法のうちいずれか一以上のものにより、当該代理人の真偽の確認を行うものとする。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R- 5.1.1a	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券、別表に掲げる官公庁が発行した免許証、許可証若しくは資格証明書等、外国人登録法第五条に規定する外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）別記様式第二の様式によるものに限る。）又は官公庁（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）を含む。）がその職員に対して発行した身分を証明するに足りる文書で当該職員の写真をはり付けたもののうちいずれか一以上の提示を求める方法	
JP/R- 5.1.1.b	利用の申込書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書（利用申込者が国外に居住する場合には、これに準ずるもの）の提出を求める方法	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R- 5.1.1.c	<p>その取扱いにおいて名あて人本人若しくは差出人の指定した名あて人に代わって受け取ることができる者(以下「名あて人等」という。)に限り交付する郵便(次に掲げるいずれかの書類の提示を求める方法により名あて人等であることの確認を行うことにより交付するものに限る。)又はこれに準ずるものにより、申込みの事実の有無を照会する文書を送付し、これに対する返信を受領する方法</p> <p>(1)イに掲げる書類のいずれか一以上</p> <p>(2)健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書又は共済年金、恩給等の証書のいずれか二以上</p> <p>(3)(2)に掲げる書類のいずれか一以上及び学生証、会社の身分証明書又は公の機関が発行した資格証明書(イに掲げるものを除く。)であって写真をはり付けたもののいずれか一以上</p>	イ=5.1.1.a
JP/R- 5.1.1.d	イ、ロ又はハに掲げるものと同等なものとして主務大臣が認めるもの	ロ=5.1.1.b, ハ=5.1.1.c
JP/R- 5.1.2	利用申込者が現に有している電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項に規定する電子証明書に係る電子署名により当該利用申込者の真偽の確認を行う方法	
JP/R- 5.2	現に電子証明書を有している利用者が当該電子証明書の発行者に対して新たな電子証明書の利用の申込みをする場合において、当該申込みに係る電子証明書の有効期間が前項に規定する方法により当該利用者の真偽の確認を行って発行された電子証明書の発行日から起算して五年を超えない日までに満了するものであるときは、同項の規定にかかわらず、当該発行者は、当該利用者が現に有している電子証明書に係る電子署名により当該利用者の真偽を確認することができる。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 6. その他の業務の方法

JP/R-6.1	法第六条第一項第三号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。	
JP/R-6.1.1	利用申込者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。	
JP/R-6.1.2	利用申込者の申込みに係る意思を確認するため、利用申込者に対し、その署名又は押印（押印した印鑑に係る印鑑登録証明書が添付されている場合に限る。）のある利用の申込書その他の書面の提出又は利用の申込みに係る情報（認定を受けた認証業務（以下「認定認証業務」という。）又はこれに準ずるものに係る電子証明書により確認される電子署名が行われたものに限る。）の送信を求めること。	
JP/R-6.1.3.a	利用者が電子署名を行うために用いる符号（以下「利用者署名符号」という。）を認証事業者が作成する場合には、当該利用者署名符号を安全かつ確実に利用者に渡すことができる方法により送付し、かつ、当該利用者署名符号及びその複製を直ちに消去すること。	
JP/R-6.1.3.b	利用者署名符号を利用者が作成する場合には、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信する方法によるときは、あらかじめ、利用者識別符号（認証事業者において、一回に限り利用者の識別に用いる符号であって、容易に推測されないように作成されたものをいう。）を安全かつ確実に当該利用者に渡すことができる方法により交付し、又は送付し、かつ、当該利用者の識別に用いるまでの間、当該利用者以外の者が知り得ないようにすること。	
JP/R-6.1.4	電子証明書の有効期間は、五年を超えないものであること。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R-6.1.5	電子証明書には、次の事項が記録されていること。 a) 当該電子証明書の発行者の名称及び発行番号 b) 当該電子証明書の発行日及び有効期間の満了日 c) 当該電子証明書の利用者の氏名 d) 当該電子証明書に係る利用者署名検証符号及び当該利用者署名検証符号に係るアルゴリズムの識別子	
JP/R-6.1.6	電子証明書には、その発行者を確認するための措置であって第二条の基準に適合するものが講じられていること。	
JP/R-6.1.7	認証業務に関し、利用者その他の者が認定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。	
JP/R-6.1.8	電子証明書に利用者の役職名その他の利用者の属性（利用者の氏名、住所及び生年月日を除く。）を記録する場合においては、利用者その他の者が当該属性についての証明を認定認証業務に係るものであると誤認することを防止するための適切な措置を講じていること。	
JP/R-6.1.9	署名検証者（利用者から電子署名が行われた情報の送信を受け、当該利用者が当該電子署名を行ったものであることを確認する者をいう。以下同じ。）が電子証明書の発行者を確認するために用いる符号（以下「発行者署名検証符号」という。）その他必要な情報を容易に入手することができるようにすること。	
JP/R-6.1.10	電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があったとき又は電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときは、遅滞なく当該電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録すること。	



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R-6.1.11	電子証明書の有効期間内において、署名検証者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、署名検証者が前号の失効に関する情報を容易に確認することができるようにすること。	
JP/R-6.1.12	第十号の規定により電子証明書の失効に関する情報を記録した場合においては、遅滞なく当該電子証明書の利用者にその旨を通知すること。	
JP/R-6.1.13	認証事業者の連絡先、業務の提供条件その他の認証業務の実施に関する規程を適切に定め、当該規程を電磁的方法により記録し、利用者その他の者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、利用者その他の者が当該規程を容易に閲覧することができるようにすること。	
JP/R-6.1.14	電子証明書に利用者として記録されている者から、権利又は利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあるとの申出があった場合においては、その求めに応じ、遅滞なく当該電子証明書に係る利用者に関する第十二条第一項第一号ロ及びハに掲げる書類を当該申出を行った者に開示すること。	
JP/R-6.1.15	次の事項を明確かつ適切に定め、かつ、当該事項に基づいて業務を適切に実施すること。	
JP/R-6.1.15a	業務の手順	
JP/R-6.1.15b	業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統	
JP/R-6.1.15c	業務の一部を他に委託する場合においては、委託を行う業務の範囲及び内容並びに受託者による当該業務の実施の状況を管理する方法その他の当該業務の適切な実施を確保するための方法	
JP/R-6.1.15d	業務の監査に関する事項	
JP/R-6.1.15e	業務に係る技術に関し十分な知識及び経験を有する者の配置	



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R-6.1.15f	利用者の真偽の確認に際して知り得た情報の目的外使用の禁止及び第十二条第一項各号に掲げる帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置	
JP/R-6.1.15g	危機管理に関する事項	
JP/R-6.1.16	認証業務用設備により行われる業務の重要度に応じて、当該認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が適切に行われていること。	
JP/R-6.1.17	複数の者による発行者署名符号の作成及び管理その他当該発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置が講じられていること。	
<b>7. 調査の方法</b>		
JP/R-7.1.	法第六条第二項の調査は、職員二人以上によって行うものとする。	
<b>8. 認定の更新の申請</b>		
JP/R-8.1	認定認証事業者は、法第七条第一項の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間が満了する日の三十日前までに、様式第一により作成した更新申請書に第三条第二項各号に掲げる書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。ただし、既に主務大臣に提出されているその書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。	
JP/R-8.2	第四条から前条までの規定は、法第七条第一項の認定の更新に準用する。	
<b>9. 軽微な変更</b>		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R-9.1	法第九条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設とする。	
<b>10. 変更の認定等</b>		
JP/R-10.1	法第九条第二項の申請書は、様式第二によるものとする。	
JP/R-10.2	法第九条第二項の主務省令で定める書類は、第三条第二項各号に掲げる書類（認定若しくはその更新又は変更の認定の申請書に添えて提出されたものにつきその内容に変更がある部分に限る。）とする。	
JP/R-10.3	第四条から第七条までの規定は、法第九条第一項の変更の認定に準用する。	
JP/R-10.4	認定認証事業者は、法第九条第四項に規定する届出をするときは、様式第三による届出書に変更の事実を証する書類を添えて主務大臣に提出しなければならない。	
<b>11. 廃止の届出</b>		
JP/R-11.1	認定認証事業者は、法第十条第一項に規定する届出をするときは、様式第四による届出書を主務大臣に提出しなければならない。	
<b>12. 帳簿書類</b>		
JP/R-12.1	法第十一条の主務省令で定める業務に関する帳簿書類は、次のとおりとする。	
JP/R-12.1.1	認証業務の利用の申込みに関する帳簿書類で次に掲げるもの	
JP/R-12.1.1a	第六条第一号の説明に関する記録	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R-12.1.1b	利用の申込書	
JP/R-12.1.1c	利用者の真偽の確認のために認証事業者に提出された書類及び提示された証明書等の写し	
JP/R-12.1.1d	利用の申込みに対する諾否を決定した者の氏名	
JP/R-12.1.1e	利用の申込みに対する承諾をしなかった場合においては、その理由を記載した書類	
JP/R-12.1.1f	電子証明書及びその作成に関する記録	
JP/R-12.1.1g	発行者署名検証符号	
JP/R-12.1.1h	発行者署名符号の作成及び管理に関する記録	
JP/R-12.1.1i	認証事業者が利用者署名符号を作成したときは、当該利用者署名符号の作成及び廃棄に関する記録並びに利用者からの受領書	
JP/R-12.1.2	電子証明書の失効に関する帳簿書類で次に掲げるもの	
JP/R-12.1.2a	電子証明書の失効の請求書その他の失効に関する判断に関する記録	
JP/R-12.1.2b	電子証明書の失効を決定した者の氏名	
JP/R-12.1.2c	電子証明書の失効の請求に対して拒否をした場合においては、その理由を記載した書類	
JP/R-12.1.2d	第六条第十号の失効に関する情報及びその作成に関する記録	
JP/R-12.1.3	認証事業者の組織管理に関する帳簿書類で次に掲げるもの	
JP/R-12.1.3a	第六条第十三号の規程及びその変更に関する記録	
JP/R-12.1.3b	第六条第十五号イの事項及びその変更に関する記録	イ =6.1.15.a
JP/R-12.1.3c	第六条第十五号ロの事項及びその変更に関する記録	ロ =6.1.15.b

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R-12.1.3d	認証業務の一部を他に委託する場合には、委託契約に関する書類	
JP/R-12.1.3e	第六条第十五号二の監査の実施結果に関する記録	二 =6.1.15.d
JP/R-12.1.4	設備及び安全対策措置に関する帳簿書類で次に掲げるもの	
JP/R-12.1.4a	第四条第一号の措置に関する記録（映像によるものを除く。）	
JP/R-12.1.4b	第四条第二号の措置に関する記録（不正なアクセス等があったときのものに限る。）	
JP/R-12.1.4c	第四条第三号の認証業務用設備の動作に関する記録	
JP/R-12.1.4d	第六条第十六号の許諾に関する記録	
JP/R-12.1.4e	認証業務用設備及び第四条各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録	
JP/R-12.1.4f	事故に関する記録	
JP/R-12.1.4g	帳簿書類の利用及び廃棄に関する記録	
JP/R-12.2	前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類は、当該帳簿書類に係る電子証明書の有効期間の満了日から十年間保存しなければならない。	
JP/R-12.3	第一項第四号に掲げる帳簿書類は、作成した日から認定の更新の日まで保存しなければならない。	
JP/R-12.4	第一項各号に掲げる帳簿書類（利用者又はその代理人の署名又は押印がない書類に限る。）は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により保存することができる。	
JP/R-12.5	第一項各号に掲げる帳簿書類（前項に規定する書類を除く。）は、その原本を保存しなければならない。	

### 13. 表示

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/R-13.1	法第十三条第一項の主務省令で定めるものは、次のとおりとする。	
JP/R-13.1.1	電子証明書	
JP/R-13.1.2	認証業務に関する利用者との契約に係る書類	
JP/R-13.1.3	第六条第十号の電子証明書の失効に関する情報及び同条第十三号の規程その他の認証業務に関する情報を提供するために作成する電磁的記録	
JP/R-13.1.4	認証業務に関する広告及び宣伝用物品	
JP/R-13.1.5	利用者が電子署名を行うために必要な物件その他の利用者に交付する物件	
JP/R-13.1.6	利用者の真偽の確認を行う認証事業者の営業所、事務所その他の事業場	
JP/R-13.2	法第十三条第一項の規定による表示は、様式第五により行うものとする。	
<b>14. 準用</b>		
JP/R-14.1	第三条から第八条までの規定は法第十五条第一項の認定に、第九条から前条までの規定は認定外国認証事業者について準用する。	
<b>15. 公示</b>		
JP/R-15.1	法第四条第三項（法第九条第三項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）及び法第十五条第二項において準用する場合を含む。）法第十条第二項（法第十五条第二項において準用する場合を含む。）法第十四条第二項及び法第十六条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 16. 身分証明書

JP/R-16.1 法第三十五条第四項の証明書は、様式第六によるものとする。

## 17. 申請等の方法

JP/R-17.1 法又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、総務大臣、法務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本一通及び副本二通を提出することにより行うことができる。

JP/R-17.2 法又はこの省令の規定により主務大臣に提出する書類のうち主務大臣が別に告示するものは、主務大臣が別に告示する電磁的方法による記録に係る記録媒体により提出することができる。

## 附則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

## Appendix

JP/R-Appendix 運転免許証、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証

日本

**[JP/G] 電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針**

2001.4.1 施行 2003.6.2 改正

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<b>1. 目的</b>	
JP/G- 1.1	この指針は、電子署名及び認証業務に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項及び法第六条第一項各号(法第七条第二項(法第十五条第二項において準用する場合を含む。)、法第九条第三項(法第十五条第二項において準用する場合を含む。))及び法第十五条第二項において準用する場合を含む。)並びに電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第二条及び規則第四条から第六条までに規定する認定の基準の細目を定めることにより、法の施行の円滑化を図ることを目的とする。	
	<b>2. 用語</b>	
JP/G- 2.1	第二条 この指針において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例による。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

### 3. 特定認証業務に係る電子署名の基準

JP/G-3.1 規則第二条の基準を満たす電子署名の方式は、次の各号のいずれかとする。

JP/G-3.1.1 R S A方式(オブジェクト識別子 1 2 840 113549 1 15)又はR S A - P S S方式(オブジェクト識別子 1 2 840 113549 1 1 10)であって、モジュラスとなる合成数が1024ビット以上のもの

JP/G-3.1.2 E C D S A方式(オブジェクト識別子 1 2 840 10045 4 1)であって、楕円曲線の定義体及び位数が160ビット以上のもの

JP/G-3.1.3 D S A方式(オブジェクト識別子 1 2 840 10040 4 3)であって、モジュラスとなる素数が1024ビットのもの

### 4. 認証設備室への入出場を管理するために必要な措置

JP/G-4.1 規則第四条第一号に規定する入出場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。

JP/G-4.1.1 認証設備室(規則第四条第一号に規定する認証業務用設備が設置された室をいう。ただし、認証業務用設備のうち、登録用端末設備(専ら電子証明書の利用者を登録するために用いられる設備をいう。以下同じ。)又は利用者識別設備(専ら利用者情報(利用者に係る情報をいう。以下同じ。)及び利用者識別符号を識別するために用いられる設備をいう。以下同じ。)が設置されている場合においては、当該登録用端末設備又は利用者識別設備以外の認証業務用設備が設置されていない室を除く。以下同じ。)次に掲げる要件を満たすこと。



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/G-4.1.1a	入室する二以上の者の身体的特徴の識別（あらかじめ登録された指紋、虹彩その他の個人の身体的特徴の照合を行うことをいう。）によって入室が可能となること。	
JP/G-4.1.1b	入室者の数と同数の者の退室を管理すること。	
JP/G-4.1.1c	入室のための装置の操作に不正常な時間を要した場合においては、警報が発せられること。	
JP/G-4.1.1d	入室者及び退室者並びに在室者を自動的かつ継続的に監視し、及び記録するための遠隔監視装置及び映像記録装置が設置されていること。	
JP/G-4.1.2	登録用端末設備（又は利用者識別設備）が設置された室であって、認証設備室に該当しないもの 関係者以外が容易に登録用端末設備（又は利用者識別設備）に触れることができないようにするための施錠等の措置が講じられていること。	
<p><b>5. 認証業務用設備への不正なアクセス等を防止するために必要な措置</b></p>		
JP/G-5.1	規則第四条第二号に規定する電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。	
JP/G-5.1.1	認証業務用設備が電気通信回線に接続している場合においては、認証業務用設備（登録用端末設備を除く。）に対する当該電気通信回線を通じて行われる不正なアクセス等を防御するためのファイアウォール及び不正なアクセス等を検知するシステムを備えること。	
JP/G-5.1.2	認証業務用設備が二以上の部分から構成される場合においては、一の部分から他の部分への通信に関し、送信をした設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/G- 5.1.3	利用者署名検証符号、利用者情報及び利用者識別符号を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機が設置されている場合においては、当該電子計算機から認証業務用設備への通信に関し、送信をした当該電子計算機の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置	
<b>6. 正当な権限を有しない者による認証業務用設備の作動を防止するための措置等</b>		
JP/G- 6.1	規則第四条第三号に規定する正当な権限を有しない者によって作動させられることを防止するための措置とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。	
JP/G- 6.1.1	認証業務用設備を操作者によって作動させる場合においては、各操作者に対する権限の設定並びに当該操作者及びその権限の確認ができること。	
JP/G- 6.1.2	認証業務用設備を利用者情報及び利用者識別符号の識別によって自動的に作動させる場合においては、各利用者に対する利用者識別符号の設定、利用者署名検証符号、利用者情報及び当該利用者識別符号を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機（施錠等の措置が講じられた室に設置されたものに限る。）の設置、当該電子計算機から電気通信回線を通じて送信された当該利用者情報及び当該利用者識別符号を識別する機能の設定並びに当該利用者情報及び利用者識別符号の確認ができること。	
JP/G- 6.1.3	電気通信回線経由の遠隔操作が不可能であるように設定されていること。ただし、電子証明書の発行及び失効の要求その他の電子証明書の管理に必要な登録用端末設備の操作については、この限りでない。	
JP/G- 6.1.4	認証業務用設備の所在を示す掲示がされていないこと。	
JP/G- 6.2	規則第四条第三号に規定する認証業務用設備の動作を記録する機能とは、次の各号に掲げるものをいうものとする。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/G-6.2.1	各動作の要求者名（操作者によって作動させる場合に限る。）内容、発生日時、結果等を履歴として記録する機能	
JP/G-6.2.2	特定の操作者による操作の履歴のみを表示することができる機能（操作者によって作動させる場合に限る。）	
<p><b>7. 認証業務用設備等の災害の被害を防止するために必要な措置</b></p>		
JP/G-7.1	規則第四条第五号に規定する停電、地震、火災及び水害その他の災害の被害を容易に受けないように業務の重要度に応じて必要な措置とは、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める要件を満たすものをいうものとする。	
JP/G-7.1.1	<p>認証業務用設備</p> <p>通常想定される規模の地震による転倒及び構成部品の脱落等を防止するための構成部品の固定その他の耐震措置が講じられていること。</p>	
JP/G-7.1.2	<p>認証設備室</p> <p>次に掲げる要件を満たすこと。</p>	
JP/G-7.1.2a	水害の防止のための措置が講じられていること。	
JP/G-7.1.2b	隔壁により区画されていること。	
JP/G-7.1.2c	自動火災報知器及び消火装置が設置されていること。	
JP/G-7.1.2d	防火区画内に設置されていること。	
JP/G-7.1.2e	室内において使用される電源設備について停電に対する措置が講じられていること。	
JP/G-7.1.3	<p>認証設備室を設置する建築物</p> <p>次に掲げる要件を満たすこと。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	

JP/G-7.1.3a 建築されている土地の地盤が地震被害のおそれの少ないものであること。ただし、やむを得ない場合であって、不同沈下を防止する措置を講ずる場合は、この限りでない。

JP/G-7.1.3b 地震に対する安全性に係る建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）又はこれに基づく命令又は条例の規定に適合する建築物であること。

JP/G-7.1.3c 建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物であること。

## 8. 利用申込者に対する説明事項

JP/G-8.1 規則第六条第一号に規定する利用申込者に対して説明を行うべき事項とは、次の各号に掲げる事項を内容として含むものとする。

JP/G-8.1.1 認定認証業務においては、虚偽の利用の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、法第四十一条の規定により罰せられること。

JP/G-8.1.2 電子署名は自署や押印に相当する法的効果が認められ得るものであるため、利用者署名符号については、十分な注意をもって管理する必要があること。

JP/G-8.1.3 利用者署名符号が危殆化（盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になることをいう。以下同じ。）し、又は危殆化したおそれがある場合、電子証明書に記録されている事項に変更が生じた場合又は電子証明書の利用を中止する場合においては、遅滞なく電子証明書の失効の請求を行わなければならないこと。

JP/G-8.1.4 認定認証業務に係る電子証明書を使用する場合における電子署名のためのアルゴリズムは、認証事業者が指定したものを使用する必要があること。

## 9. 利用申込書等の記載事項等

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/G-9.1	規則第六条第二号の利用申込書その他の書面又は利用の申込みに係る情報は、次の各号に掲げる事項の記載又は記録を含むことを要するものとする。	
JP/G-9.1.1	利用申込者の氏名、住所、生年月日	
JP/G-9.1.2	利用の申込みをする電子証明書の用途	
JP/G-9.1.3	利用申込者の氏名のローマ字表記	
JP/G-9.1.4	利用申込者の自筆署名又は利用者の真偽の確認の方法として印鑑登録証明書を用いる場合には、当該証明書に係る印鑑による押印（利用の申込みに係る情報の送信の場合を除く。）	
JP/G-9.1.5	代理人が申込みをする場合においては、前各号に掲げる事項に加え、代理人の氏名及び自筆署名又は印鑑登録証明書に係る印鑑による押印（代理人の真偽の確認の方法として印鑑登録証明書を用いる場合に限る。）並びに代理人による申込みの理由	
<p><b>10. 認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置</b></p>		
JP/G-10.1	規則第六条第七号に規定する利用者その他の者が認定認証業務と他の業務を誤認することを防止するための適切な措置には、次の各号に掲げる措置が含まれるものとする。	
JP/G-10.1.1	発行者署名符号を認定認証業務以外の業務のために使用しないこと。ただし、次に掲げる場合を除く。	
JP/G-10.1.1a	他の認定認証業務その他認定認証業務と同程度以上の基準に従って国又は地方公共団体等が実施する認証業務との相互認証の実施のための使用	
JP/G-10.1.1b	当該認証業務の維持管理のために必要な場合における使用	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/G-10.1.2	発行者署名検証符号に係る電子証明書 <sup>1</sup> の値をSHA-1で変換した値によって認定認証業務を特定すること。	
<b>11. 署名検証者への情報提供</b>		
JP/G-11.1	規則第六条第九号に規定する必要な情報は、次の各号に掲げる事項を含むことを要するものとする。	
JP/G-11.1.1	署名検証者は、電子証明書を信頼すべきか否かの判断をするときは、発行者署名検証符号を確実に入手し、当該電子証明書に行われた発行者による電子署名を検証することにより、当該電子証明書の発行者を確認すべきであること。	
JP/G-11.1.2	署名検証者は、電子証明書を信頼すべきか否かの判断をするときは、当該電子証明書の利用目的又は使用範囲又はその制限（利用者にあらかじめ通知されている利用条件を含む。）を確認すべきであること。	
JP/G-11.1.3	署名検証者は、適切な手段により、電子証明書について失効に関する情報が記録されていないことを確認すべきであること。	
<b>12. 認証業務の実施に関する規程</b>		
JP/G-12.1	規則第六条第十三号に規定する認証業務の実施に関する規程は、次の各号に掲げる事項に関する規定を含むことを要するものとする。	
JP/G-12.1.1	認証事業者の名称及び連絡先（住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス）	
JP/G-12.1.2	証明の目的、対象又は利用範囲について制限を設ける場合においては、その制限に関する事項	
JP/G-12.1.3	認定事業者が負担する保証又は責任の範囲について制限を設ける場合においては、その制限に関する事項	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/G-12.1.4	利用申込みの方法及び利用者の真偽の確認の方法に関する事項	
JP/G-12.1.5	電子証明書の失効の請求に関する事項	
JP/G-12.1.6	電子証明書の失効に関する情報の確認の方法及び確認することができる期間に関する事項	
JP/G-12.1.7	認証業務に係るセキュリティに関する事項（利用者に係る個人情報の取扱いに関する事項を含む。）	
JP/G-12.1.8	認証業務の利用に係る料金に関する事項	
JP/G-12.1.9	帳簿書類の保存に関する事項	
JP/G-12.1.10	業務の廃止に関する事項	
JP/G-12.1.11	認証事業者との間で係争が生じた場合に適用される法令及び解決のための手続に関する事項	
JP/G-12.1.12	当該規程の改訂に関する事項及び利用者その他の者に対する通知方法に関する事項	
JP/G-12.2	前項第十号に掲げる事項には、認定に係る業務を廃止する日（認定の更新を受けない場合においては、認定期間の満了の日。以下同じ。）の六十日前までにその旨を利用者に通知すること（法第十四条第一項の規定により認定を取消された場合等、やむを得ない場合はこの限りでない。）及び認定に係る業務を廃止する日までに利用者に対して発行した電子証明書について失効の手続を行うことが含まれるものとする。	
<p><b>13. 認証業務用設備の操作等に関する許諾等</b></p>		
JP/G-13.1	規則第六条第十六号に規定する認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に関する識別記号の管理が適切に行われていることとは、次の各号に掲げる要件を満たすことを要するものとする。	



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/G-13.1.1	認証設備室への立入りは、複数の者により行われること。	
JP/G-13.1.2	設備の保守その他の業務の運営上必要な事情により、やむを得ず、立入りに係る権限を有しない者を認証設備室へ立ち入らせることが必要である場合においては、立入りに係る権限を有する複数の者が同行すること。	
JP/G-13.1.3	システム管理者に係る識別符号については、特に厳重な管理が行われていること。	
<p><b>14. 発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置</b></p>		
JP/G-14.1	規則第六条第十七号に規定する発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置とは、次の各号に掲げる要件を満たすものをいうものとする。	
JP/G-14.1.1	発行者署名符号の生成及び管理は、認証設備室内で複数の者によって規則第四条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われること。	
JP/G-14.1.2	バックアップ用の発行者署名符号の複製は、次に掲げるいずれかの方法により行われること。	
JP/G-14.1.2a	認証設備室内で規則第四条第四号に規定する専用の電子計算機を用いて行われ、かつ、複製されたバックアップ用の発行者署名符号は、認証設備室と同等の安全性を有する場所に保存されること。	
JP/G-14.1.2b	認証設備室内で発行者署名符号に関する情報を分割し、複数の者が異なる安全な場所に分散して保管する方法（発行者署名符号を再生する場合には、複数の者が集合することを要するものに限る。）により行われること。	
JP/G-14.1.3	発行者署名符号の使用を可能とし、又は不可能とするための認証業務用設備の設定の変更は、認証設備室内で複数の者により行われること。	



根拠資料		備考
条項番号	条文	

JP/G-14.1.4	<p>発行者署名符号の使用を終了する場合には、複数の者により物理的な破壊又は完全な初期化等の方法により完全に廃棄し、かつ、複製された発行者署名符号についても同時に廃棄すること。</p>	
-------------	--	--

**附則**

この指針は、平成十三年四月一日から適用する。

日本

[JP/ASS] 電子署名および認証業務に関する法律に基づく指定調査機関等に関する省令

2001.3.1 施行

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<b>1. 用語</b>	
JP/ASS- 1.1	この規則において使用する用語は、電子署名及び認証業務に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。	
	<b>2. 指定調査機関による調査の結果の通知</b>	
JP/ASS- 2.1	法第十七条第四項の規定により主務大臣に対して行う通知は、次の事項について行うものとする。	
JP/ASS- 2.1.1	調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
JP/ASS- 2.1.2	調査の申請に係る認証業務	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/ASS- 2.1.3	調査の概要及び結果	
	<b>3. 指定の申請</b>	
JP/ASS- 3.1	法第十八条の指定の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。	
JP/ASS- 3.1.1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
JP/ASS- 3.1.2	調査の業務を行おうとする事務所の所在地	
JP/ASS- 3.1.3	調査の業務を開始しようとする日	
JP/ASS- 3.2	前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。	
JP/ASS- 3.2.1	定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの	
JP/ASS- 3.2.2	最近の事業年度における財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずるもの	
JP/ASS- 3.2.3	申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書で調査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したもの	
JP/ASS- 3.2.4	申請者が法第十九条各号の規定に該当しないことを説明した書類	
JP/ASS- 3.2.5	次の事項を記載した書類	
JP/ASS- 3.2.5.a	申請者が法人である場合には、役員の氏名及び略歴並びに法人の種類に応じて次条に掲げる構成員の氏名又は名称	
JP/ASS- 3.2.5.b	組織及び運営に関する事項	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/ASS- 3.2.5.c	指定の申請に係る調査と類似する業務の実績	
JP/ASS- 3.2.5.d	調査の業務以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要	
JP/ASS- 3.2.5.e	調査の業務の実施に関する計画	
JP/ASS- 3.2.5.f	調査を行う者の氏名及び経歴	
JP/ASS- 3.2.5.g	その他参考となる事項	
JP/ASS- 3.3	指定調査機関は、前項第五号イ、二又はへの事項に変更があった場合は、その旨を主務大臣に届け出なければならない。	イ= JP/ASS -3.2.5.a 二= JP/ASS -3.2.5.d へ= JP/ASS -3.2.5.f
<b>4. 構成員</b>		
JP/ASS- 4.1	法第二十条第二号の主務省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。	
JP/ASS- 4.1.1	民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に基づき設立された社団法人 社員	
JP/ASS- 4.1.2	合名会社、合資会社及び有限会社 社員	
JP/ASS- 4.1.3	株式会社 発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/ASS- 4.1.4	その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に準ずるもの	
<b>5. 名称等の変更の届出</b>		
JP/ASS- 5.1	指定調査機関は、法第二十一条第二項の規定による届出をするときは、次の事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。	
JP/ASS- 5.1.1	変更後の名称若しくは住所又は調査の業務を行う事務所の所在地	
JP/ASS- 5.1.2	変更しようとする年月日	
<b>6. 指定の更新</b>		
JP/ASS- 6.1	第三条第一項及び第二項並びに第四条の規定は、法第二十二条第一項の指定調査機関の指定の更新に準用する。	
<b>7. 調査業務規程の認可の申請等</b>		
JP/ASS- 7.1	指定調査機関は、法第二十五条第一項前段の規定により調査業務規程の認可を受けようとするときは、申請書に調査業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。	
JP/ASS- 7.2	指定調査機関は、法第二十五条第一項後段の規定により調査業務規程の変更の認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書に変更後の調査業務規程を添えて、主務大臣に提出しなければならない。	
JP/ASS- 7.2.1	変更しようとする事項	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/ASS-7.2.2	変更しようとする年月日	
JP/ASS-7.2.3	変更の理由	
<b>8. 調査業務規程の記載事項</b>		
JP/ASS-8.1	法第二十五条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	
JP/ASS-8.1.1	調査の業務を行う時間及び休日に関する事項	
JP/ASS-8.1.2	調査の業務を行う事務所に関する事項	
JP/ASS-8.1.3	調査の業務の実施方法に関する事項	
JP/ASS-8.1.4	手数料の収納に関する事項	
JP/ASS-8.1.5	調査を行う者の選任及び解任並びにその配置に関する事項	
JP/ASS-8.1.6	調査の業務に関する秘密の保持に関する事項	
JP/ASS-8.1.7	調査の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項	
JP/ASS-8.1.8	会計処理に関する事項	
JP/ASS-8.1.9	事業報告書の公開等に関する事項	
JP/ASS-8.1.10	前各号に掲げるもののほか、調査の業務の実施に関し必要な事項	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

## 9. 帳簿

JP/ASS-9.1	法第二十六条の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。	
JP/ASS-9.1.1	調査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
JP/ASS-9.1.2	調査の申請を受けた年月日	
JP/ASS-9.1.3	調査の申請に係る認証業務	
JP/ASS-9.1.4	調査を行った年月日	
JP/ASS-9.1.5	調査を行った者の氏名	
JP/ASS-9.1.6	調査の概要及び結果	
JP/ASS-9.1.7	調査の結果の通知年月日	
JP/ASS-9.2	法第二十六条の帳簿は、調査の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。	
JP/ASS-9.3	前項に規定する保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。	

## 10. 業務の休廃止の許可の申請

JP/ASS-10.1	指定調査機関は、法第二十八条第一項の許可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。	
-------------	--	--

根拠資料		備考
条項番号	条文	

JP/ASS- 10.1.1 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

JP/ASS- 10.1.2 休止又は廃止の理由

### 11. 調査の業務の引継ぎ

JP/ASS- 11.1 指定調査機関は、法第三十条第三項に規定する場合には、次の事項を行わなければならない。

JP/ASS- 11.1 調査の業務を主務大臣に引き継ぐこと。

JP/ASS- 11.2 調査の業務に関する帳簿及び書類を主務大臣に引き継ぐこと。

JP/ASS- 11.3 その他主務大臣が必要と認める事項

### 12. 調査の業務の実施に要する費用の細目

JP/ASS- 12.1 電子署名及び認証業務に関する法律施行令（以下「令」という。）第四条第一項の主務省令で定める事項は、認可を受けようとする手数料の額を算出する基礎となる人件費、事務費その他の経費、旅費（鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃をいう。）日当及び宿泊料の額並びに認可を受けようとする手数料の額の算出方法とする。

### 13. 承認の申請



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/ASS-13.1	法第三十一条第一項の規定による承認の申請については、第三条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第十八条」とあるのは「法第三十一条第一項」と、同条第二項第四号中「法第十九条」とあるのは「法第三十一条第六項において準用する法第十九条」と読み替えるものとする。	
<b>14. 業務の休廃止の届出</b>		
JP/ASS-14.1	承認調査機関は、法第三十一条第四項に規定する届出をするときは、次の事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。	
JP/ASS-14.1	休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間	
JP/ASS-14.2	休止又は廃止の理由	
<b>15. 準用</b>		

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/ASS- 15.1	<p>第二条から第九条までの規定（第三条を除く。）は、承認調査機関に準用する。この場合において、第二条中「法第十七条第四項」とあるのは「法第三十一条第三項」と、第四条中「法第二十条第二号」とあるのは「法第三十一条第六項において準用する法第二十条第二号」と、第五条中「法第二十一条第二項」とあるのは「法第三十一条第六項において準用する法第二十一条第二項」と、第六条中「法第二十二条第一項」とあるのは「法第三十一条第六項において準用する法第二十二条第一項」と、第七条中「法第二十五条第一項」とあるのは「法第三十一条第六項において準用する法第二十五条第一項」と、第八条中「法第二十五条第二項」とあるのは「法第三十一条第六項において準用する法第二十五条第二項」と、第九条第一項及び第二項中「法第二十六条」とあるのは「法第三十一条第六項において準用する法第二十六条」と読み替えるものとする。</p> <p><b>16. 公示</b></p> <p>JP/ASS- 16.1</p> <p>法第二十一条第一項及び第三項（それぞれ法第三十一条第六項において準用する場合を含む。）法第二十八条第二項、法第二十九条第二項、法第三十条第二項、法第三十一条第五項並びに法第三十二条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。</p> <p><b>17. 申請等の方法</b></p> <p>JP/ASS- 17.1</p> <p>令又はこの省令の規定による主務大臣に対する申請書等の提出は、総務大臣、法務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本一通及び副本二通を提出することにより行うことができる。</p> <p><b>附則</b></p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/ASS- 附則.1	この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。	
JP/ASS- 附則.2	法附則第二条に規定する指定及びこれに関し必要な 手続その他の行為は、第三条、第四条、第七条、第 八条、第十六条及び第十七条の規定の例による。	

日本

[JP/A] 特定認証業務の認定に係る調査表  
2004.4.9

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
	<b>1. 業務の用に供する設備の基準</b>	
	<b>1.1 認証設備室への入退場を管理するために必要な措置</b>	
JP/A-1111	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-1112	(2) 認証設備室への入室には、入室する複数人による生体認証装置（身体的特徴を識別する装置）の操作が必要である。	
JP/A-1113	(3) 認証設備室への入室は、生体認証装置によりあらかじめ登録された権限者であることが認証・識別される必要がある。	
JP/A-1121	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1122	(2) 入室者と同数の複数人の退室操作により退室完了状態となり、退室者数が入室者数と同人数であることが確認できる。	
JP/A-1123	(3) 退室完了後、認証設備室内はモーションセンサを働かせるなどで、無人の認証設備室内で動きを検出した場合に警報が発せられる。	
JP/A-1131	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-1132	(2) 入室操作に要する時間（扉が開いている時間を含む）及び試行回数を設定し、登録している。入室操作に要する時間とは、例えば認証精度（本人拒否率、他人受入率）生体認証装置の照合スピード及び認証精度を満たすのに必要な照合処理の試行回数（生体認証の不安定性を考慮して、複数回の試行を許可する必要がある）を考慮した時間（すなわち許容できる入室操作時間）を指している。	
JP/A-1133	(3) 入室操作において、(2)で設定し、登録した時間又は試行回数を超えた場合は、常時（24時間）人のいる場所に警報を発する。もしくは、入室操作の実施状況を遠隔監視装置で常時（24時間）モニタリングし、異常な行動が見られた場合にはただちに対応できる体制が整っている。	
JP/A-1141	(1) 以下の(2)～(7)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-1142	(2) 認証設備室への入退室者及び在室者の撮影に死角ができないような位置に遠隔監視カメラを設置している。やむなく、撮影に死角が存在する場合、その場所に位置しないように、また、その場所に位置する者がいないことをチェックするように認証業務に従事する者に対する教育を行っている。	
JP/A-1143	(3) 1週間分以上の映像が記録できる映像記録装置を設置している。	
JP/A-1144	(4) 遠隔監視装置で認証設備室への入退室者及び在室者が常時（24時間）撮影並びにモニタ表示されている。又は、侵入検知センサ等と遠隔監視装置を連動させることで、入退者及び在室者が存在する場合だけを自動的かつ継続的に監視及び記録している。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1145	(5) 映像記録装置の記録媒体の交換時におけるブランクが生じないようにしている。やむを得ない場合、記録媒体の交換を、認証設備室への入室者及び在室者がいないことを確認しながら、速やかに実施している。	
JP/A-1146	(6) 遠隔監視カメラで撮影している映像及び記録された映像は被写体が明確に確認できる。	
JP/A-1147	(7) 遠隔監視装置及び映像記録装置には停電時対応のためのUPS等を設置している。	
JP/A-1151	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。 ・認証業務規程 ・事務取扱要領	
JP/A-1152	(2) 登録用端末設備又は利用者識別設備が設置された室の出入口には錠を取付けてあり、無人の際には施錠されている。	
JP/A-1153	(3) 登録用端末設備又は利用者識別設備が設置された室においては、登録用端末設備又は利用者識別設備が設置されている場所は間仕切りで登録用端末設備又は利用者識別設備以外の区画と区分する等により、関係者以外が容易に登録用端末設備又は利用者識別設備に触れる事ができないような措置を講じている。	
	<b>1.2 認証業務用設備への不正アクセス等を防止するために必要な措置</b>	
JP/A-1211	(1) 以下の(2)～(4)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備等を設置している。 ・認証業務用設備等のセキュリティ関連文書	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1212	<p>(2) 認証業務用設備（登録用端末設備を除く。）が外部のネットワークと接続している場合、その認証業務用設備は、不正アクセス行為を防御するためのファイアウォール機能及びネットワークベースの侵入検知機能を備えた通信機器を有し、それらを介して通信が行われる。</p>	
JP/A-1213	<p>(3) ファイアウォール機能を備えた通信機器は次の要件を満たしている。</p> <p>    利用しないプロトコルによる通信を遮断できる。</p> <p>    特定発信元及び特定着信先を指定し、それ以外の通信を遮断できる。</p> <p>    利用しないネットワークサービスへの通信を遮断できる。</p> <p>    処理する通信の記録ができる。</p>	
JP/A-1214	<p>(4) ネットワークベースの侵入検知機能を備えた通信機器は次の要件を満たしている。</p> <p>    ネットワーク上を流れるパケットをモニタし、不正な侵入あるいはサービス妨害攻撃が検出できる。</p> <p>    検出の基準となる不正な侵入の兆候（シグネチャ）ファイルを手動で設定ができる、あるいはソフトウェア等のアップデートによって定期的に更新できる機能を有している。</p> <p>    不正な侵入又はその兆しを発見した時に、管理者へ報告する機能を備えている。</p>	
JP/A-1221	<p>(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。</p>	
JP/A-1222	<p>(2) 認証業務用設備が2以上の部分から構成され（例えば、発行業務に用いる設備と登録業務に用いる設備に分かれている場合）外部ネットワークを経由して接続されている場合、当該設備間の通信に関して、各設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置を講じている。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1223	(3) 認証業務用設備が2以上の部分から構成され、同一認証設備室内に設置されている場合、当該設備間の通信に関して、システムの設定、アクセス管理、内部牽制等の運用上の措置により上記(2)と同等の措置を講じている。	
JP/A-1231	(1)利用者署名符号を利用者が作成する場合において、利用者署名検証符号、利用者情報及び利用者識別符号を電気通信回線を通じて受信するために用いられる電子計算機(以下「利用者識別符号等受信設備」という。)が設置されている場合は、以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。	
JP/A-1232	(2) 利用者識別符号等受信設備から認証業務用設備への通信に関して、各設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置を講じている。	
<b>1.3 正当な権限が無い者による認証業務用設備の作動を防止する為の措置等</b>		
JP/A-1311	(1) 認証業務用設備を操作者によって作動させる場合は、以下の(2)～(4)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。	
JP/A-1312	(2) 認証業務用設備に対するアクセス権限は、操作者単位に設定できる。	
JP/A-1313	(3) 認証業務用設備は、パスワード、電子署名又は生体認証等により操作者の認証が行える機能を備え、あらかじめ設定されたアクセス権限に対応する操作者の特定ができる。	
JP/A-1314	(4) 登録用端末設備においては、接続されている認証業務用設備が上記(2)(3)の機能を備えている。	



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1321	利用者署名符号を利用者が作成する場合において、認証業務用設備を利用者情報及び利用者識別符号の識別によって自動的に作動させる場合は、以下の(2)～(4)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備等を設置している。	
JP/A-1322	(2) 認証業務用設備において、各利用者に対する利用者識別符号の設定をしている。	
JP/A-1323	(3) 利用者識別符号等受信設備が設置された室の出入口には鍵を取付けてあり、無人の際には施錠している。	
JP/A-1324	(4) 認証業務用設備は、利用者識別符号等受信設備から電気通信回線を通じて送信された当該利用者情報及び当該利用者識別符号を識別する機能を有し、当該利用者情報及び当該利用者識別符号の確認を行う機能を備えている。	
JP/A-1331	(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。	
JP/A-1332	(2) 認証業務用設備に対して、登録用端末設備からの電子証明書発行要求や、電子証明書の失効要求等の電子証明書の管理に必要な操作のために利用する以外はネットワーク経由の遠隔操作が不可能であるように設定している。	
JP/A-1341	(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1342	<p>(2) 認証業務用設備を収容する建築物の外部及び建築物内に認証業務用設備の所在を明示又は暗示する名称が、以下のような場所において、看板もしくは表示板等によって掲示されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証業務用設備を収容する建築物の外部</li> <li>・ 認証業務用設備を収容する建築物のエントランス</li> <li>・ 認証業務用設備を収容する建築物のエレベータ</li> <li>・ 認証設備室の入口</li> <li>・ 受付</li> <li>・ その他パンフレット、ホームページ等</li> </ul>	
JP/A-1351	<p>(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。</p>	
JP/A-1352	<p>(2) 認証業務用設備毎に、以下の履歴を記録する機能を有している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各イベントの要求者名（操作者によって作動させる場合に限る。）</li> <li>各イベント要求の発行先（端末IDなど）</li> <li>各イベントの種類（ファイルのオープン、クローズ、名前変更、属性変更、削除など）</li> <li>各イベント発生日時</li> <li>各イベントの結果</li> </ul>	
JP/A-1361	<p>(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、その規定を満たす認証業務用設備を設置している。</p>	
JP/A-1362	<p>(2) 操作者毎に、認証業務用設備の操作履歴記録が表示できる。</p>	
<p><b>1.4 発行者署名符号の生成管理に使用する暗号装置</b></p>		
JP/A-1411	<p>(1) 発行者署名符号の生成、管理に使用する暗号装置（規則第四条第四号の専用の電子計算機のことをいう）は、発行者署名符号の漏えい、破損、消失等の事象の発生を可能な限り低い確率に抑えるために以下の機能を備えている。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1412	<p>暗号化されていない状態の暗号符号や認証データ等、保護されていない形式の重要なデータに係る暗号装置への入出力が行われるインタフェースが存在する場合は、そのインタフェースは他のデータの入出力を行うインタフェースとは物理的に独立している。</p>	
JP/A-1413	<p>暗号装置は、以下の機能を有するものであるとともに、暗号装置の操作者ごとに機能ごとの権限の有無が特定されている。</p> <p>(ア) 操作者機能: 暗号化、署名等、通常の暗号化機能を実施するための機能</p> <p>(イ) 管理者機能: 暗号装置自体の初期化、署名符号などの重要パラメータの投入等、暗号装置を管理するための機能</p>	
JP/A-1414	<p>発行者署名符号等のデータの盗難を回避するため、暗号装置は、以下のいずれかの物理的なセキュリティ対策が講じられている。</p> <p>(ア) 暗号装置が IC チップ単体からなる場合、IC チップが強固で除去困難な材質の不透明なコーティングで覆われている。</p> <p>(イ) 暗号装置にカバーが施されている場合、物理的な侵入行為に対し、暗号装置の機能の停止、内部データの無効化等の耐タンパ対策が講じられている。</p> <p>(ウ) 暗号装置の筐体に排気用スリットもしくは空孔が存在する場合、それらは十分小さく、かつ、検出されずに筐体の中をプローブされることを防止する対策が講じられている。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1415	<p>暗号装置に係る発行者署名符号の管理に関し、以下の措置が講じられている。</p> <p>(ア) 暗号装置内で発行者署名符号生成を行う場合、安全な擬似乱数生成アルゴリズムを用いるものである。</p> <p>(イ) 暗号装置への発行者署名符号の入出力を行う場合には、以下のいずれかの方式である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発行者署名符号は暗号化された上で入出力される。</li> <li>・発行者署名符号を2つ以上の構成要素に分割して入出力を行う場合は、暗号装置に対して直接行うこととし、発行者署名符号の各構成要素に対する操作者の認証を行う。発行者署名符号の各構成要素は、暗号装置内で分割、結合される。</li> <li>(ウ) 発行者署名符号を暗号化されていない状態で暗号装置内に保管する場合は、外部からアクセスできない仕組みとする。</li> <li>(エ) 発行者署名符号を廃棄する際には、発行者署名符号その他のセキュリティパラメータを無効化する機能を有する。</li> </ul>	
JP/A-1421	<p>(2) 上記(1)にかかわらず、暗号装置を設置する電子計算機のオペレーティングシステム等が以下の機能・要件を満たし、認証業務用設備及び認証設備室全体のセキュリティ対策を講ずることにより同等の安全性が確保できる場合には、これに代えることができる。</p>	
JP/A-1422	<p>暗号装置を駆動するためのソフトウェア類は、実行可能コードのみの形でインストールされている。</p>	
JP/A-1423	<p>暗号ソフトウェア、署名符号その他の重要なセキュリティパラメータ、制御情報、状態情報等は、入出力を監査するための機能を備えるオペレーティングシステムの管理下にある。</p>	
JP/A-1424	<p>署名符号、認証データその他の重要なセキュリティパラメータ等を不正なアクセス等から保護するための機能を有するオペレーティングシステムが用いられている。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1425	<p>上記(1) の物理的に独立したインタフェースに関する事項を満たさない場合、重要なデータの入出力は暗号装置を設置する計算機のオペレーティングシステム等により他のデータと混じることのないよう安全な方法で実施される。</p>	
JP/A-1426	<p>上記(1) のうち、操作者ごとの権限の特定ができない場合、暗号装置を設置する電子計算機のオペレーティングシステム等により操作者の特定が行える。</p>	
JP/A-1427	<p>暗号装置の耐タンパ対策が以下のいずれかの場合、非作動中の装置の安全な場所への保管、電子計算機の物理的な攻撃に対する監視機器等でのモニタ及び論理的な攻撃に対する電子計算機のオペレーティングシステム等で保護されている。</p> <p>(ア) IC チップが、不正なアクセス等が試みられたことを検知可能な不透明のコーティングで覆われている。</p> <p>(イ) 暗号装置が不透明な筐体でカバー等が施されており、不正なアクセス等が試みられたことを検知可能な不透明のコーティングで覆われている。</p>	
JP/A-1428	<p>上記(1) (イ)に関し、暗号装置を設置する電子計算機のオペレーティングシステム等により、上記(1) (イ)の方式以外では、入出力できないよう措置されている。</p>	
	<p><b>1.5 認証業務用設備等の災害の被害を防止するために必要な措置</b></p>	
JP/A-1501	<p>(1) 認証設備室が設置されている建築物及び認証設備室について、停電、地震、火災及び水害その他の災害への対策に関して事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、必要な措置を講じている。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1511	<p>(1) 地震に対し認証業務用設備は、以下のいずれかによる移動・転倒防止対策が講じられている。</p> <p>認証業務用設備が設置してある室のフロアレスポンスに応じて、認証業務用設備メーカーの推奨する設置方式を考慮した移動・転倒防止等の措置が講じられている。</p> <p>耐震脚、転倒防止金具等で建物構造体に固定されている。</p> <p>建築物全体、認証業務用設備が設置してある床等が免震構造を持つ、もしくは、認証業務用設備が免震台により支持されている。</p>	
JP/A-1512	(2) ラックは例えば建物構造体への固定等により移動、転倒防止措置が講じられている。	
JP/A-1513	(3) 認証業務用設備の構成部品は、落下防止金具や耐震バンド等で固定されている。	
JP/A-1514	(4) フリーアクセスフロアは地震で損壊しないようアングルやストリンガー等の補強措置が講じられている。	
JP/A-1515	(5) 地震の際に認証業務用設備に被害を与えないよう、認証設備室内の什器・備品等に耐震措置が講じられている。	
JP/A-1521	<p>(1) 次の 又は のいずれかを満足している。</p> <p>認証設備室を建築物の2階以上に設置する。</p> <p>認証設備室を建築物の1階以下に設置する場合には、水害に対して十分な対策を講じる。特に、過去に水害がある場合又は海拔ゼロメートル地帯等である場合には、浸水対策を講ずる。</p>	
JP/A-1522	(2) 直上階の床板にアスファルトやウレタン系防水塗料を塗布する等の防水施工を講じている。防水施工が困難な場合は直上階床板下面のはり及び柱の周辺に全面検知型の漏水センサを設置し、室内に防水カバーを常備している。	
JP/A-1523	(3) 認証設備室には流し台、給茶機等の水使用設備は設置しない。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1524	(4) 認証設備室に空気調和機を設置する場合は、空気調和機の周辺に防水堤又は水受け皿等を設置し、かつ防水堤又は水受け皿等の内側に漏水センサを設置している。	
JP/A-1525	(5) 漏水監視は中央監視盤等により常時行っている。	
JP/A-1531	(1) 認証設備室は、容易に破壊されない構造・強度を持った間仕切り壁又は隔壁により認証設備室以外の室と区分されている。	
JP/A-1532	(2) 認証設備室は、侵入が可能となるような開口部を設けていない。	
JP/A-1541	(1) 認証設備室には、消防法施行令に規定された自動火災報知器及び消火装置を設置し、消防署等の検査を受け、定期点検を実施している。	
JP/A-1551	(1) 認証設備室を含む区画は建築基準法に規定する防火区画である。	
JP/A-1552	(2) ケーブルが防火区画を貫通する場合は、当該ケーブルが貫通する部分及び貫通する部分から両側 1 m以内の部分は不燃材料等による延焼防止措置を講じている。	
JP/A-1553	(3) 換気、暖・冷房のダクトが防火区画を貫通する場合は、ダクトの防火区画を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効なダンパを設けている。	
JP/A-1561	(1) 認証設備室において使用される認証業務用設備及び入退室管理装置には、UPS（無停電電源装置）又は CVCF（定電圧定周波装置）と蓄電池を設置している。	



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-1571	<p>(1) 認証設備室を設置する建築物は、地震による被害の恐れが少ない地域に設置されている。やむを得ない場合には、パイル打設等の軟弱な地盤に対する不同沈下防止措置を講じている。不同沈下に対する対策工法の基本原理には次のようなものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・締固め工法           ：サンドコンパクション、バイプロフ</li> <li>ローテーション</li> <li>・間隙水圧消散工法：グラベルドレーン</li> <li>・強制圧密脱水工法：ウエルポイント</li> <li>・固結工法            ：注入工法（グラウト工法）、深層混</li> <li>合処理工法</li> <li>・その他                ：置換工法等</li> </ul>	
JP/A-1581	(1) 認証設備室を設置する建築物は、建築基準法に規定する構造耐力等の基準に適合している。	
JP/A-1591	(1) 認証設備室を設置する建築物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の基準に適合している。	
<h2>2. 利用者の真意の確認の方法</h2>		
<h3>2.1 認証業務の利用申込み等</h3>		
JP/A-2101	(1) 以下の(2)～(5)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-2102	(2) 認証業務の利用の申込みにおいて、対面による申込み、郵送による申込み、電気通信回線を通じた安全な申込み等、採用する方式について指定する。	



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-2103	(3) 指定した利用申込方式において、規則第五条第一項第一号、第二号及び同第二項で規定する利用者及び代理人の真偽の確認のために使用する資料の種類を指定する。	
JP/A-2104	(4) 利用申込者から、住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本（現住所の記載がある証明書の提示又は提出を求める場合に限る。）外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条の三に規定する登録原票記載事項証明書、住民票記載事項証明書、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三条第一項に規定する電子証明書(以下「公的個人証明書」という)、又はこれらに準ずるものの提出を求めている。	
JP/A-2105	(5) 指定した利用申込方式以外の方式による利用の申込みがあった場合の取扱や手続きについて定めている。	

## 2.2 利用者の真偽の確認方法等

JP/A-2201	(1) 以下の(2)～(11)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-2202	(2) 利用者又は代理人の真偽の確認において規則第五条第一項第一号イの方法を用いる場合には、提示された官公庁が発行した証明書等について少なくとも記載内容、形式、有効期限等が真正なものであることを確認している。かつ、当該証明書等に貼付してある写真と提示者との照合により真偽の確認を実施している。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-2203	(3) 利用者又は代理人の真偽の確認において規則第五条第一項第一号ロの方法を用いる場合には、印鑑登録証明書について少なくとも記載内容、形式、有効期限等が真正なものであることを確認している。かつ、利用申込書に利用者又は代理人の実印が押印され、利用者又は代理人の真偽の確認資料としてその押印に係る印鑑登録証明書が添付されている場合は、利用申込書に押印された実印の印影と利用申込書に添付された印鑑登録証明書に証明されている印影の写しが一致することを確認している。	
JP/A-2204	(4) 利用者又は代理人の真偽の確認において規則第五条第一項第一号ハの方法を用いる場合には、利用者又は代理人に確かに交付されたことを示す書類を受領している。	
JP/A-2205	(5) 代理人による利用申込み、及び規則第五条第一項第一号ハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の代理人による受取りの場合において提出を求める委任状には、利用者が代理人に対し委任する利用申込みの内容もしくは代理人による受取りが明確に記されている。	
JP/A-2206	(6) 代理人による利用申込み、及び規則第五条第一項第一号ハに規定する申込みの事実の有無を照会する文書の代理人による受取りの場合、委任状になされた利用者本人の署名を確認するとともに、同文書に押印された利用者の実印の印影と委任状に添付された印鑑登録証明書に証明されている印影の写しが一致することを確認している。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-2207	(7) 利用者又は代理人の真偽の確認においてサイン証明書（在日外国公館（大使館、領事館等）が発行するものに限る。）を用いる場合には、サイン証明書について少なくとも記載内容、形式、有効期限等が真正なものであることを確認している。かつ、利用申込書に利用者又は代理人の署名（サイン）がなされ、利用者又は代理人の真偽の確認資料としてその署名に係るサイン証明書が添付されている場合は、利用申込書になされた署名と利用申込書に添付されたサイン証明書の署名が一致することを確認している。	
JP/A-2208	(8) 利用者の真偽の確認において規則第五条第一項第二号の方法を用いる場合には、公的個人証明書について、少なくとも記載内容、形式、有効期限、失効されていないこと等により電子証明書の有効性を確認している。かつ、利用の申込みに係る情報に付された当該電子証明書に係る電子署名の有効性を検証している。	
JP/A-2209	(9) 利用者の真偽の確認を規則第五条第二項の規定により行う場合には、利用の申込みに係る情報に講じられた利用者の電子署名を検証し、当該電子署名に係る電子証明書について、失効に関する情報が記録されていないこと等有効性を確認している。かつ、新たに発行する電子証明書の有効期間が、規則第五条第一項の各号のいずれかの方法により利用者の真偽の確認が行われ発行された電子証明書の発行日から5年未満に満了することを確認している。	
JP/A-220A	(10) 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、利用者の真偽の確認と利用者からの利用者署名検証符号の受領を同時に行わない場合には、利用者署名検証符号の提出者と真偽の確認を行った利用者が一致することを、利用者識別符号（真偽の確認をした利用者以外には知り得ない情報）を当該利用者へ渡す方法などにより確認をしている。	
JP/A-220B	(11) 利用者又は代理人の真偽の確認を行うにあたって疑義が生じた場合には、あらかじめ文書をもって定められた手続に従って、利用者又は代理人の真偽の確認の手続を行う。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

### 3. その他の業務の方法

#### 3.1 利用申込者に対する説明事項

JP/A-3111 (1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。

JP/A-3112 (2) 以下の重要な説明事項について、利用者にわかりやすく記述し、利用者に説明している。

当該認証業務は、主務大臣から認定されたものであり、虚偽の申込みをして、不実の証明をさせた場合には、罰せられること。

電子署名は、自署や押印に相当する法的効果が認められ得るものであり、十分な注意をもって利用者署名符号及びその活性化に使用する PIN 等の管理を行い、秘匿性を維持すること。

利用者署名符号が危殆化(盗難、漏えい等により他人によって使用され得る状態になることをいう。以下同じ。)した場合、又は危殆化したおそれがある場合、電子証明書の記載事項に変更が生じた場合及び電子証明書の利用を中止する場合等においては、遅滞なく電子証明書の失効請求を行うこと。

当該電子証明書に係る電子署名アルゴリズムは、当該認証事業者が指定するものを用いること。

JP/A-3113 (3) 利用者への重要な説明事項の説明を、以下のいずれかの方法により実施している。

書類の交付(郵送、手交、電子メール)

対面による説明

その他、 と同等な方法

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

### 3.2 利用申込書等の記載事項等

JP/A-3211 (1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。

JP/A-3212 (2) 利用申込書又は利用の申込みに係る情報に以下の記載事項がある。

利用申込者の氏名、住所、生年月日

利用の申込みをする電子証明書の用途

利用申込者の氏名のローマ字表記

利用申込者の自筆署名又は利用者の真偽の確認の方法として印鑑登録証明書を用いる場合においては、当該証明書に係る印鑑による押印（利用の申込みに係る情報の送信の場合を除く。）利用の申込みに係る情報を、電気通信回線を通じて送信する場合は、に代えて有効な電子署名が付されている。

JP/A-3213 (3) 代理人による申込みの場合においては、利用申込書には(2)に加えて、代理人の氏名及び自筆署名又は印鑑登録証明書に係る印鑑による押印（代理人の真偽の確認の方法として印鑑登録証明書を用いる場合に限る。）並びに代理人による申込み理由の記載がある。

### 3.3 認証事業者による利用者署名符号の生成における必要な措置

JP/A-3301 (1)利用者署名符号を認証事業者が生成する場合は、以下の(2)～(5)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3302	(2) 利用者署名符号の生成を、認証設備室内又は同等の安全性が確保できる環境において、複数人の操作者によって行い、アクセス権限管理、内部牽制等により盗聴、改変防止等の措置を講じている。	
JP/A-3303	(3) 利用者署名符号の転送や出力等を行う場合は、生成時と同等の安全性が確保された環境において、アクセス権限管理、内部牽制等により盗聴、改変防止等の措置を講じている。また、生成及び転送や出力等に用いた装置等から取り出した後、遅滞なく利用者署名符号を完全に廃棄、もしくは消去している。	
JP/A-3304	(4) 利用者署名符号の活性化に使用する PIN 等の生成、転送、出力等を行う場合は、アクセス権限管理、内部牽制等により盗聴、改変防止等の措置を講じている。また、生成及び転送や出力等に用いた装置等から取り出した後、遅滞なく利用者署名符号の活性化に使用する PIN 等を完全に廃棄、もしくは消去している。	
JP/A-3305	(5) 生成された利用者署名符号を、安全かつ確実な方法で利用者本人に渡し、利用者から、利用者本人を特定できる自筆署名、又は印鑑登録証明書に係る印鑑等利用者本人を特定できる印鑑による押印、又は電子署名が付された受領書を受け取る。	
JP/A-3311	(1) 利用者署名符号を利用者が作成し、認証業務用設備を利用者情報及び利用者識別符号の識別によって自動的に作動させる場合において、当該利用者署名符号に対応する利用者署名検証符号を認証事業者が電気通信回線を通じて受信を行う場合は、以下の(2)～(6)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。但し、(5)の事項に関しては、認証業務用設備を利用者情報及び利用者識別符号の識別によって自動的に作動させない場合も含むものとする。	
JP/A-3312	(2) 利用者の識別に用いる利用者識別符号は、安全な疑似乱数生成アルゴリズムを用いて生成するものとし、認証設備室又は同等の安全性が確保できる環境において、複数人によって行われている。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3313	(3) 利用者識別符号は、安全かつ確実な方法で利用者本人に渡され、かつ、当該利用者へ電子証明書を発行する際には、当該利用者識別符号の受領の確認が行われている。	
JP/A-3314	(4) 利用者識別符号は、認証設備室又は同等の安全性が確保できる環境に暗号化等の措置を講じて保管されている。	
JP/A-3315	(5) 利用者が利用者識別符号を送信する際には、利用者識別符号等受信設備の誤認並びに通信内容の盗聴及び改変を防止する措置が講じられている。	
JP/A-3316	(6) 利用者の識別に用いた利用者識別符号がそれ以降の識別処理に用いられないような措置（認証業務用設備内に設定されている識別された利用者に対応した利用者識別符号を、廃棄又は使用済フラグを立てることなどにより使用できないようにすることなど）が直ちに講じられている。	

### 3.4 電子証明書に係る事項

JP/A-3401	(1) 以下の(2)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。
JP/A-3402	(2) 利用者に発行する電子証明書の有効期間は発行の可否判断日から起算して5年未満である。
JP/A-3411	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3412	<p>(2) 利用者に発行する電子証明書の形式及び言語を規定し、記載事項には以下の情報が含まれている。</p> <p>発行者名(複数の認証業務を行っている場合には、業務の種類を含む)</p> <p>発行番号(当該認定認証業務を含む認証業務内で唯一であること)</p> <p>開始日及び終了日により表わされる有効期間(時、分、秒を含む)</p> <p>利用者の氏名</p> <p>利用者署名検証符号および当該検証符号に係るアルゴリズム識別子</p>	
JP/A-3413	<p>(3) 利用者署名符号を利用者が作成する場合において、規則第六条第五号二に規定する電子証明書に記録する利用者署名検証符号は、利用者署名符号によって行われた電子署名を当該利用者署名検証符号を用いて検証する等の方法により、利用者が当該利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を保有していることを確認している。また、当該利用者署名検証符号を検証する場合は、その鍵長と暗号アルゴリズムを確認する。</p>	
JP/A-3421	<p>(1) 以下の(2)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。</p>	
JP/A-3422	<p>(2) 電子証明書の発行に利用する電子署名方式は、以下のいずれかの方式を用いている。</p> <p>RSA 方式(オブジェクト識別子 1 2 840 113549 1 1 5)又は RSA-PSS 方式(オブジェクト識別子 1 2 840 113549 11 10)であって、モジュラスとなる合成数が 1024 ビット以上のもの</p> <p>ECDSA 方式(オブジェクト識別子 1 2 840 10045 4 1)であって、楕円曲線の定義体及び位数が 160 ビット以上のもの</p> <p>DSA 方式(オブジェクト識別子 1 2 840 10040 4 3)であって、モジュラスとなる素数が 1024 ビットのもの</p>	



根拠資料		備考
条項番号	条文	

### 3.5 認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置

JP/A-3511 (1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。

JP/A-3512 (2) 発行者署名符号の用途は認証業務の発行する電子証明書への電子署名のみに使用される。上記以外に発行者署名符号を使用する場合は、以下の項目内に限定される。

他の認定認証業務その他認定認証業務と同程度以上の基準に従って国又は地方公共団体等が実施する認証業務との相互認証証明書への電子署名

当該認証業務の電子証明書への電子署名(自己署名)

当該発行者署名符号の更新処理のため、新しい当該認証業務の電子証明書への電子署名

当該発行者署名符号の更新処理のため、古い当該認証業務の電子証明書への電子署名

当該認証業務用設備およびそれを操作する者に対して発行する電子証明書への電子署名

電磁的に記録する失効に関する情報への電子署名

電子証明書失効情報および当該認証業務に関する情報等を開示する設備に対して発行する電子証明書への電子署名

JP/A-3513 (3) 当該発行者署名符号に対応した発行者署名検証符号に係る電子証明書の値を SHA-1 で変換した値(フィンガープリント)を記録し、改ざん防止措置を講じて公開している。

### 3.6 電子証明書への属性の記録

根拠資料		備考
条項番号	条文	

JP/A-3601 (1) 電子証明書に利用者の役職名等の属性を記録する場合には、以下の(2)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。

JP/A-3602 (2) 電子証明書に利用者の役職名その他の利用者の属性(利用者の氏名、住所及び生年月日を除く。)は電子署名法(電子署名及び認証業務に関する法律)における認定の対象外であることを電子証明書に注記している、又はその情報へのリンク先を電子証明書に記録している。

### 3.7 署名検証者への情報提供

JP/A-3711 (1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。

JP/A-3712 (2) 以下の ~ の事項を含む署名検証者に対する説明事項をわかりやすく記述し、電子証明書のリンク先等の場所に掲載している。

発行者署名検証符号及びフィンガープリントを確実に入手し、電子証明書に行われた発行者による電子署名を検証することにより、電子証明書の発行者を確認すべきであること。

電子証明書を信頼すべきか否かの判断する際は、電子証明書の利用目的もしくは使用範囲又はその制限(利用者に通知した利用条件を含む。)を確認すべきであること。

適切な手段を用い、電子証明書について失効されていないことを確認すべきであること。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3713	<p>(3) 署名検証者が、(2)で記述された各事項を確認するために必要な以下の ~ の情報を、電子証明書に記録されているリンク先等から容易に入手できる。</p> <p>発行者の電子証明書及びフィンガープリント</p> <p>電子証明書の利用目的もしくは使用範囲又はその制限(利用者に通知した利用条件を含む。)が記述された文書</p> <p>電子証明書の失効情報</p>	
<h3>3.8 電子証明書の失効に係る事項</h3>		
JP/A-3801	(1) 以下の(2)～(5)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3802	(2) 利用者等による電子証明書の失効事由及び認証事業者自身の起因による電子証明書の失効事由をそれぞれ定めている。	
JP/A-3803	(3) 失効請求の方法、失効申請に必要な書類とその記載事項を定めている。	
JP/A-3804	(4) 失効請求を受理した場合、失効請求者の真偽の確認方法、失効に関する情報の記録の手続き等を定め、失効に関する措置を遅滞なく講じている。	
JP/A-3805	(5) 電磁的に記録する失効情報に関する形式、失効情報の内容及び、更新サイクルを定めている。	
JP/A-3811	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3812	<p>(2) 電子証明書に記録されている電子証明書の有効期間の間、署名検証者が当該電子証明書の失効情報を容易に確認できるように、以下のいずれかの方法を提供している。</p> <p>失効された電子証明書の情報を記載した電子証明書失効リストの開示</p> <p>オンラインによる電子証明書状態確認プロトコルによる電子証明書の失効状態の確認</p> <p>その他、上記、と同等の機能を有する方法</p>	
JP/A-3813	(3) 有効期間が終了した電子証明書の失効に関する署名検証者から問合せへの対応方法を定めている。	
JP/A-3821	(1) 以下の(2)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3822	(2) 電子証明書の失効に際して、遅滞なく当該電子証明書の利用者にその旨を通知すること。	
<h3>3.9 認証業務の実施に関する規程</h3>		
JP/A-3901	(1) 以下の(2)～(13)の事項に関して、認証業務規程に明確かつ適切に規定し、電磁的方法により記録し公開している。	
JP/A-3902	<p>(2) 認証事業者の名称及び連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認証事業者の名称及び住所（郵便番号、都道府県名、ビル名、階等を含む）</li> <li>・ 連絡担当窓口の名称</li> <li>・ 電話番号（事業者番号、市外局番号を含む）</li> <li>・ 受付時間</li> <li>・ ファクシミリ番号（事業者番号、市外局番号を含む）</li> <li>・ 電子メールアドレス</li> </ul>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3903	<p>(3) 証明の目的、対象及び制限に関する事項</p> <p>認証業務によって電子証明書を発行する相手</p> <p>認証業務で発行する電子証明書が使用できる目的、使用に当たっての制限及びそれらの関連事項等</p> <p>電子証明書に記録されている利用者の属性(利用者の氏名、住所及び生年月日を除く)は電子署名法(電子署名及び認証業務に関する法律)の認定の対象外であること</p>	
JP/A-3904	<p>(4) 保証、免責について制限を設ける場合にはその範囲</p> <p>認証事業者の保証又は責任</p> <p>保証及び免責の制限範囲</p>	
JP/A-3905	<p>(5) 利用申込み及び利用者の真偽の確認に関する事項</p> <p>電子証明書の利用申込み方法及び必要書類</p> <p>利用者の真偽の確認の方法、真偽の確認に使用する資料等</p>	
JP/A-3906	<p>(6) 電子証明書の失効請求に関する事項</p> <p>失効の請求の方式</p> <p>失効の請求書又は請求情報に記載又は記録すべき事項</p> <p>電子証明書の失効事由(認証事業者に起因するものを含む。)</p> <p>請求者の真偽の確認の方法</p>	
JP/A-3907	<p>(7) 電子証明書の失効情報の確認方法及び期間に関する事項</p> <p>公開される失効に係る情報の内容及び公開の方法、電子証明書の失効情報の更新の周期</p> <p>失効に係る電子証明書の利用者への通知方法</p> <p>有効期間の経過後に署名検証者からの電子証明書の失効に関する情報について照会を受けた場合の対応方法等</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3908	(8) セキュリティに関する事項 認証業務に係るセキュリティ管理に関する事項 個人情報の取扱いに関する事項	
JP/A-3909	(9) 料金に関する事項 利用者が認証業務を利用するに当たって必要となる料金及び支払方法等、又はその記載場所	
JP/A-390A	(10) 帳簿書類の保存に関する事項 認証業務において保存する帳簿書類の保存期間、保存方法等	
JP/A-390B	(11) 業務の廃止に関する事項 認証業務を廃止する時の、発行済み電子証明書の失効処理方法、利用者への通知の時期及び方法	
JP/A-390C	(12) 認証事業者と関係者間で係争が生じた場合に適用される法令及び解決のための手続きに関する事項 認証業務に関して、認証事業者と関係者間で係争が生じた場合に適用される法令(原則日本国内法等) 係争解決のための手続き、係争を取り扱う管轄裁判所等	
JP/A-3910D	(13) 本規程の改訂及び通知方法に関する事項 本規程の改訂に関する実施及び承認手続き等 本規程の改訂に関する利用者その他の者への通知の方法	

### 3.10 認証業務の廃止

- JP/A-3A01 (1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施する。
- JP/A-3A02 (2) 認定の更新を受けない場合等を含め、認定認証業務を廃止する場合には、廃止する日の60日前までに、認定認証業務を廃止する旨を利用者に通知する。

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3A03	(3) 認定認証業務の廃止日までに、当該認証業務によって発行された全ての利用者の電子証明書を失効すること、及び廃止後の失効に関する情報の確認方法を規定し、実施する。	
<b>3.11 電子証明書名義人への情報の開示</b>		
JP/A-3B01	(1) 以下の(2)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3B02	(2) 電子証明書の名義人から権利又は利益を侵害され、又は、侵害されるおそれがあるとの申出を受け、必要な情報を開示する場合について、以下の事項を規定し、実施している。 申出する際の必要書類と申出方法 申出を受理した時の真偽の確認方法 開示する情報(当該電子証明書利用申込書類及び利用者の真偽を確認した資料、電子証明書記載データ等)	
<b>3.12 認証業務実施のための組織及び体制等</b>		
JP/A-3C01	(1) 認証業務に従事する者の責任と権限に応じた業務の手順及び、以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3C02	(2) 認証業務の手順を変更する場合は、遅滞なく関連する事務取扱要領等を改訂している。	
JP/A-3C03	(3) 認証業務の手順について、認証業務に従事する者の責任と権限に応じた教育・訓練計画を策定し、教育・訓練を実施している。かつ、認証業務の手順の変更に際しても、適切な教育・訓練を実施している。	



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3C11	(1) 認証業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統並びに、以下の(2)、(3)の事項に関して、内部牽制を考慮した上で、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3C12	(2) 責任及び権限並びに指揮命令系統を変更する場合は、遅滞なく関連する事務取扱要領等を改訂している。	
JP/A-3C13	(3) 認証業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統について、認証業務に従事する者の責任と権限に応じた教育・訓練計画を策定し、教育・訓練を実施している。かつ、認証業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統の変更に際しても、適切な教育・訓練を実施している。	
JP/A-3C21	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。業務委託する場合、その範囲は業務の一部に限定される。業務の一部とは、利用者の真偽の確認に係る業務、認証業務の管理・運用に係る業務、帳簿の保存に係る業務等である。	
JP/A-3C22	(2) 委託契約において、業務委託に係る手続き及び委託業務の内容を明確にするとともに委託元の指示の遵守及び責任分担、保証等について明確にしている。	
JP/A-3C23	(3) 委託業務に関して委託先からの定期的な報告を受けること等により、業務が適切に行われていることを管理している。	
JP/A-3C31	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3C32	(2) 認証業務に係わる監査基準（規則第六条第十三号に規定する規程及び規則第六条第十五号イに規定する業務の手順等に基づき、適正に業務が運営されていることを確認するための監査に係る基準）が定められ、それによって定期的な監査を実施している。	
JP/A-3C33	(3) 監査結果及びセキュリティ対策技術の最新の動向を踏まえ、設備、規程等の見直しを含む対策を講じ、かつその対策結果の評価を実施している。	



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3C41	(1) 以下の(2)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3C42	(2) 電子署名技術、鍵管理技術、セキュリティ技術等に関する業務遂行上に必要な知識、経験それらを有している技術者の必要数を規定し、認証業務に従事する者として配置している。	
JP/A-3C51	(1) 以下の(2)～(4)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3C52	(2) 個人情報の取扱い及び保護に関して規定し、保管場所などの整備を行い、利用者より提出される個人情報を適切に管理している。	
JP/A-3C53	(3) 電子証明書の利用申込時に、個人情報の取扱いの方法、電子証明書への記載範囲について、利用者に明示し承認を受けている。	
JP/A-3C54	(4) 個人情報の取扱い及び保護に関して、役割に応じた教育・訓練計画を策定し、認証業務に従事する者に教育・訓練等を実施している。	
JP/A-3C55	(5) 以下の(6)に関する事項を含む規則第十二条第一項各号に規定する帳簿書類の保存を、認証業務規程及び事務取扱要領等に規定し、実施している。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3C56	<p>(6) 各記録は漏えい、滅失又はき損防止のため、以下の措置を講じている。</p> <p>共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各記録は、施錠可能な出入口を持ち、間仕切り又は壁等によって区分された室の中に保存する。</li> <li>・各記録が保存される室には、自動火災報知器及び消火装置が備えられている。</li> <li>・各記録は直射日光が直接当たらない場所に保存するか、直射日光が当たらないよう、遮蔽措置を講ずる。</li> </ul> <p>紙媒体により原本で保存される資料等における追加要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原本上の記録が判読不能とならない環境を備えている。</li> <li>・専用のファイルにとじ込む。</li> </ul> <p>電磁的記録で保存される記録における追加要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該記録媒体の内容を表示することが出来るように、電子計算機その他の機器、オペレーティングシステム及びアプリケーションを維持・保存しておくこと。特に、電子計算機その他の機器、オペレーティングシステム及びアプリケーションを更新する場合は、当該記録媒体との互換性を確保すること等により、表示不能を生じさせないこと。</li> <li>・記録媒体は、データの表示不能にならないように適切なケース等に保管する。さらに記憶媒体の特徴に合わせて適宜記録し直すなどの措置が実施されるようになっている。ただし、その際、保存内容の完全性・機密性を損なわない方法でなされている。</li> </ul>	
JP/A-3C61	<p>(1) 以下の(2)～(5)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3C62	<p>(2) 発行者署名符号が危殆化し、又は危殆化したおそれがある場合の対応策及び回復手順には、以下の項目が含まれている。</p> <p>当該認証業務によって発行された全ての利用者の電子証明書の失効</p> <p>利用者への通知、署名検証者への開示及びその方法</p> <p>原因及び被害の追求と原因別対応策</p> <p>主務大臣への通報</p>	
JP/A-3C63	<p>(3) 認証業務停止に伴う災害等による障害発生への対応策及び回復手順には、以下の項目が含まれている。</p> <p>利用者への通知、署名検証者への開示及びその方法</p> <p>原因及び被害の追求と原因別対応策</p>	
JP/A-3C64	<p>(4) 発行者署名符号が危殆化し、又は危殆化したおそれがある場合及び、災害又は認証業務用設備の故障等により、署名検証者への失効情報の提供が、認証業務規程にて定める時間を超えて停止し、かつ署名検証者が停止を知る方法が無かった場合は、直ちに障害の内容、発生日時、措置状況等確認されている事項を主務大臣に通報する。</p>	
JP/A-3C65	<p>(5) 発行者署名符号の危殆化又は災害等による障害の発生に対する対応策や回復手順に関して、認証業務に従事する者の責任と権限に応じた教育・訓練計画を策定し、教育・訓練を実施している。</p>	
<p><b>3.13 認証業務用設備の操作等に関する許諾等</b></p>		
JP/A-3D11	<p>(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。</p>	
JP/A-3D12	<p>(2) 認証設備室への入室について、許可されている者の指定、登録及び複数人による入室がなされている。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3D13	(3) 規定された入室方法、手続きで入室が行われているかを日常チェックしている。	
JP/A-3D21	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3D22	(2) やむを得ず入室権限を有しない者を入室させる場合の必要性確認と、入室させる場合における権限を有する複数の者の同行がなされている。	
JP/A-3D23	(3) 規定された入室方法、手続きで入室権限を有しない者の入室が行われているかを日常チェックしている。	
JP/A-3D31	(1) 認証業務用設備へのアクセス管理がパスワードを用いてなされる場合は、以下の(2)、(3)の事項に関して、事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3D32	(2) ユーザ用アカウントのパスワードの設定、定期変更を含む変更等の手続きや管理が行なわれている。また、パスワードファイル等、電磁的方法によるパスワードの記録は暗号化されており、これらへのアクセスは、権限を有する者のみが可能である。	
JP/A-3D33	(3) システム管理者用アカウントのパスワードは、上記(2)とは区別された特殊文字の混入、変更サイクルの短期化、遠隔操作によるパスワード操作の禁止等によって、より厳重に管理されている。	
<b>3.14 発行者署名符号の漏えいを防止するために必要な措置</b>		
JP/A-3E11	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3E12	(2) 発行者署名符号の生成は、複数人によって行われかつその内の1名だけでは生成されない方法によって行われている。	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-3E13	(3) 発行者署名符号の生成は、認証設備室内で、暗号装置を用いて行われている。	
JP/A-3E21	(1) 以下の(2)～(4)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3E22	(2) 発行者署名符号のバックアップは当該認証業務を行う認証設備室内で、複数人によって行われかつそのうちの1名だけでは操作できない方法によって行われている。	
JP/A-3E23	(3) 発行者署名符号のバックアップが暗号装置自体の複製機能を使用して行われる場合は、以下の要件を満たすものである。 <p style="margin-left: 40px;">バックアップされた暗号装置を、認証設備室もしくはそれと同等の安全性を有する場所に保存している。</p>	
JP/A-3E24	(4) 発行者署名符号のバックアップに暗号装置自体の複製機能を使用しない場合は、秘密分散手法が用いられ以下の要件を満たすものである。 <p style="margin-left: 40px;">分散された符号は、権限を有する人間以外が触れることのできない施錠等によるアクセス制御及び耐火等の防災措置がとられた場所に保管される。</p> <p style="margin-left: 40px;">分散された符号は、それぞれが異なる場所に保管される。</p>	
JP/A-3E31	(1) 以下の(2)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	
JP/A-3E32	(2) 発行者署名符号の状態変更を、以下の条件で行っている。 <p style="margin-left: 40px;">状態変更を認証設備室内で実施している。</p> <p style="margin-left: 40px;">状態変更を、複数人により行いかつその内の1名だけの操作ではできない方法によって実施している。</p>	
JP/A-3E41	(1) 以下の(2)、(3)の事項に関して、認証業務規程及び事務取扱要領等に明確かつ適切に規定し、実施している。	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	

JP/A-3E42 (2) 発行者署名符号（バックアップも含む）の廃棄を、以下のいずれかの方法を用いて、いずれも複数人によって行い、元の状態に戻せない事を確認する。

物理的破壊

完全な初期化

その他、廃棄対象の発行者署名符号のすべての部分が元の状態に戻せないことが保証できる方法

JP/A-3E43 (3) 発行者署名符号の廃棄及びバックアップされた発行者署名符号(複製および分散された符号を含む)の廃棄を一連の作業指示において遅延なく実施している。

#### 4. 帳簿書類

##### 4.1 認証業務利用申込に関する帳簿書類

JP/A-4101 (1) 第六条第一号（利用申込者に対し、書類の交付その他の適切な方法により、電子署名の実施の方法及び認証業務の利用に関する重要な事項について説明を行うこと。）の説明に関する記録を作成し、保存している。

上記に関する記録には、その実施の日付及び実施した者の識別に関する

情報が関連づけられて記録されている。

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
JP/A-4102	<p>(2) 利用者又はその代理人により提出された利用の申込書に関する書類又はその情報（認定認証業務又はこれに準ずるものに係る電子証明書により確認された電子署名が行われているものに限り、その電子署名の有効性を確認した記録も含む。）を保存している。</p> <p>上記の書類又は情報には、受領の日付及び受領した者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
JP/A-4103	<p>(3) 利用者の真偽及び代理人の真偽の確認のために提出された書類及び提示された証明書の写し又はその情報（認定認証業務又はこれに準ずるものに係る電子証明書により確認された電子署名が行われているものに限り、その電子署名の有効性を確認した記録も含む。）を保存している。</p> <p>上記の書類及び証明書の写し、又はその管理に係る帳簿等には、受領の日付及び受領した者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
JP/A-4104	<p>(4) 利用の申込みに対する諾否を決定した者の氏名及び決定した日付を記録し、保存している。</p>	
JP/A-4105	<p>(5) 利用の申込みに対する承認をしなかった場合においては、その理由を記載した書類を作成し、保存している。</p>	
JP/A-4106	<p>(6) 電子証明書及びその作成に関する記録を作成し、保存している。</p> <p>上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
JP/A-4107	<p>(7) 発行者署名検証符号に関する記録を保存している。</p> <p>上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-4108	<p>(8) 発行者署名符号の作成及び管理に関する記録を作成し、保存している。</p> <p>発行者署名符号の作成及び管理に関する記録とは、以下に関するものを含む。</p> <p>ア 発行者署名符号の使用範囲の規定</p> <p>イ 発行者署名符号の生成、保存（バックアップに関するもの）</p> <p>ウ 発行者署名符号の使用を可能とし、又は不能とする認証業務用設備の設定の変更</p> <p>エ 発行者署名符号のバックアップ</p> <p>オ 発行者署名符号の復元</p> <p>カ 発行者署名符号の廃棄</p> <p>上記の記録（但シアは除く）には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
JP/A-4109	<p>(9) 認証事業者が利用者署名符号を作成したときには、当該利用者署名符号の作成及び廃棄に関する記録を作成し保存している。</p> <p>上記の記録には、配送に関する記録も含まれ、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p> <p>利用者からの受領書又はその情報（認定認証業務又はこれに準ずるものに係る電子証明書により確認された電子署名が行われているものに限り、その電子署名の有効性を確認した記録も含む）を保存している。上記の記録には、その受領の日付及び受領した者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	

#### 4.2 電子証明書の失効に関する帳簿書類



根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-4201	<p>(1) 電子証明書の失効の請求書その他の失効の判断に関する記録（電子証明書の失効の請求者の真偽の確認に使用した資料を含む。）を保存している。</p> <p>上記の記録には、失効事由を含む。</p> <p>上記の電子証明書の失効の請求書又はその情報（認定認証業務又はこれに準ずるものに係る電子証明書により確認された電子署名が行われているものに限る、その電子署名の有効性を確認した記録も含む。）その他の失効の判断に関する記録については、その受領の日付及び受領した者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
JP/A-4202	<p>(2) 電子証明書の失効を決定した者の氏名及び失効の決定日付を記録し、保存している。</p>	
JP/A-4203	<p>(3) 電子証明書の失効の請求に対して拒否をした場合においては、その決定した者の氏名、失効請求拒否の決定日付及びその理由を記載した書類を作成し、保存している。</p>	
JP/A-4204	<p>(4) 規則第六条第十号（電子証明書の有効期間内において、利用者から電子証明書の失効の請求があったとき又は電子証明書に記録された事項に事実と異なるものが発見されたときは、遅滞なく当該電子証明書の失効の年月日その他の失効に関する情報を電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録すること。）の失効に関する情報及びその作成に関する記録を作成し、保存している。</p> <p>上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	

#### 4.3 認証事業者の組織管理に関する帳簿書類

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-4301	<p>(1) 規則第六条第十三号（認証事業者の連絡先、業務の提供条件その他の認証業務の実施に関する規程を適切に定め、当該規程を電磁的方法により記録し、利用者その他の者からの求めに応じ自動的に送信する方法その他の方法により、利用者その他の者が当該規程を容易に閲覧することができるようにすること。）の規程及びその変更に関する記録を作成し、保存している。</p> <p>上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
JP/A-4302	<p>(2) 規則第六条第十五号イ（業務の手順）の事項及びその変更に関する記録を作成し、保存している。</p> <p>上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
JP/A-4303	<p>(3) 規則第六条第十五号ロ（業務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統）の事項（認証業務に従事する要員に関する組織図又は体制図を含むもの。）及びその変更に関する記録を作成し、保存している。</p> <p>上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
JP/A-4304	<p>(4) 認証業務の一部を他に委託する場合においては、委託契約に関する書類を作成し、保存している。</p> <p>上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-4305	<p>(5) 規則第六条第十五号二（業務の監査に関する事項）の監査の実施結果に関する次の記録を作成し、保存している。</p> <p>監査実施記録( 不定期に実施される監査を含む。)</p> <p>監査報告書( 定期的な実施される監査に関するもの。)</p> <p>監査結果に基づく是正処置報告書</p> <p>上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
<p><b>4.4 設備及び安全対策措置に関する帳簿書類</b></p>		
JP/A-4401	<p>(1) 規則第四条第一号（申請に係る業務の用に供する設備のうち電子証明書の作成又は管理に用いる電子計算機その他の設備は、入退場を管理するために業務の重要度に応じて必要な措置が講じられている場所）の措置に関する次の項目を記録し、保存している。</p> <p>入退室の日時及び場所</p> <p>入退室者の識別に関する情報</p> <p>入退室に係る装置の操作の記録</p> <p>警報に関する記録</p>	
JP/A-4402	<p>(2) 規則第四条第二号（認証業務用設備は、電気通信回線を通じた不正なアクセス等を防止するために必要な措置が講じられていること。）の措置に関する次の項目を記録し、保存している。</p> <p>ファイアウォール及び侵入検知システムの履歴のうち、異常の状態を示す記録（異常発生の日時、送信元電子計算機のIPアドレス、宛先電子計算機のIPアドレス、使用した通信プロトコル等）</p>	

根拠資料		備考
条項番号	条文	
JP/A-4403	<p>(3) 規則第四条第三号（認証業務用設備は、正当な権限を有しない者によって作動されることを防止するための必要な措置が講じられ、かつ、当該業務用設備の動作を記録する機能を有していること。）の認証業務用設備の動作に関する次の項目を記録し、保存している。</p> <p>認証業務用設備の動作に関する記録のうち、通常の業務に係る操作以外の操作に関する記録及び障害に関するもの。</p>	
JP/A-4404	<p>(4) 規則第六条第十六号（認証業務用設備により行われる業務の重要度に応じて、当該認証業務用設備が設置された室への立入り及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係わる識別符号の管理が適切に行われていること。）の許諾に関する記録を作成し、保存している。</p> <p>許諾の態様ごとに作成された許諾に係る規定に基づく権限管理の実施の記録を含むもの。上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
JP/A-4405	<p>(5) 認証業務用設備及び規則第四条各号の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録を作成し、保存している。</p> <p>設備の保守に関する記録及びシステムの変更に関する履歴を含むもの。</p> <p>上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	

	根拠資料	備考
条項番号	条文	
JP/A-4406	<p>(6) 事故に関する記録を作成し、保存している。</p> <p>認証設備室への不正な侵入、認証業務設備の停止若しくは不正な操作及び認証設備室の入退室管理装置の停止若しくは不正な操作に関する記録（ファイアウォール及び侵入検知システムの履歴のうち、異常な状態を示す記録を除く。）それらの障害に関する報告書（障害発生日時を含む障害状況）及びその復旧に関する報告書(復旧日時及び復旧実施者を含む復旧実施結果)を含むもの。</p> <p>上記の記録には、その実施の日時並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	
JP/A-4407	<p>(7) 帳簿書類の利用及び廃棄に関する記録を作成し、保存している。</p> <p>上記の記録には、その実施の日付並びに当該業務を実施した者及び当該業務について責任を有する者の識別に関する情報が関連づけられて記録されている。</p>	